

# 新市建設計画



天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

〒010-0201 秋田県南秋田郡天王町天王字上江川47-610

電話 018-870-6566/FAX 018-878-7215

ホームページ：<http://www.tsi-gappei.jp/>



～<sup>い</sup>生き<sup>い</sup>生き36000の夢づくり～

一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市

平成16年7月

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

平成26年12月変更

潟上市

## 目 次

第1章 序論	1
第1節 合併の必要性	1
第2節 計画策定の方針	3
第2章 地域の現況	4
第1節 地勢と沿革	4
第2節 人口・世帯	5
第3節 産業構造	7
第4節 公共施設等	8
第3章 新市建設の基本方針	10
第1節 新市の将来像	10
第2節 新市の基本目標	11
第3節 土地利用	13
第4節 主要指標の見通し	15
第4章 新市の主要施策	18
第1節 環境と調和し快適で安らぎのあるまち	19
第2節 安心して楽しく健やかに暮らせるまち	25
第3節 活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち	29
第4節 生涯学び心豊かな人を育むまち	33
第5節 ともに支え温かにふれあえるまち	36
第6節 将来像を実現するための基本的な考え方	38
第7節 新市まちづくりの重点プロジェクト	40
第5章 新市における県事業の推進	45
第6章 公共施設の適正配置と整備	47
第7章 財政計画	48
第1節 前提条件	48
第2節 前期財政計画	50
第3節 中期財政計画	51
第4節 後期財政計画	52

## 第1節 合併の必要性

### (1) 日常生活圏の広域化

都市化の進展や交通網の整備によって、人々の日常生活や事業者等の経済活動の範囲が、既存の市町村の区域を大きく越えており、こうした諸状況の変化に対応した総合的な施策が求められています。

3町においても、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等の高速交通体系の整備、及びそれらに連結する国道、県道、生活道路等地域道路網の整備により、人やモノの移動が活発化し、さらには高度情報通信社会の到来ともあいまって生活圏や経済圏がますます拡大しています。

### (2) 少子高齢化の進行

少子高齢社会を迎え、働き手の減少による地域経済社会への影響など深刻な状況をもたらすことが懸念されています。

また、保健・福祉分野を中心とした住民のニーズは多様化・高度化すると同時に、その水準を確保することが求められており、少ない現役世代で多数の高齢者を支えていかなければならないという厳しい状況にあります。

合併することにより、少子高齢化に対応したサービスを開拓するために必要な人員体制と財源を確保することが求められています。

### (3) 住民ニーズの多様化・高度化

人々の関心が時間的、空間的、精神的な「ゆとり」の探求、あるいは本当の「豊かさ」とは何かを求める方向へと大きくシフトしている中で、人々の持つニーズも多様化・高度化しています。

そのために、行政に対するニーズも生活密着のものから、直接的に解決できない複雑なものまで多種多様になってきています。

こうした流れの中で、住民にも一層の自己責任の確立が求められるとともに、自治体にも、いかに自らの手で自立性が確保された新しい地域像を描き、「ゆとり」や「豊かさ」の選択肢を提示していくのかといった、より広い意味での自己責任が問われるようになってきました。

## (4) 地方分権の進展

機関委任事務の廃止及び自治事務化をはじめとした地方分権の進展により、住民に身近な行政は自治体が主体的に取り組めるように自治体の権限や責任が拡大しました。そのため地方自治体には地方分権の受け皿として、地域が自らの責任で、自ら考え、自ら積極的に取り組める能力、及び分権により増加する事務量に無理なく対応する能力が必要となってきています。

しかし、多くの地方自治体では財政状態が厳しく、それを改善するために職員数を削減することによりそれらへの対応に困難な状況にあり、地方分権の受け皿として増加する業務を適切に行うためには、合併による行財政基盤の拡大・強化が有効な抜本的解決策の一つになってています。

## (5) 地域としての一体性

3町は2市9町1村で構成される秋田周辺広域市町村圏に属し、生活環境の分野を中心に、広域に関わる各種施策及び事業を積極的に進めているほか、3町でも湖南地区衛生処理組合を設置して一体的な取り組みを進めるなどこれまで着実な成果をあげています。

また、3町はいずれも環境豊かな田園地帯で、農業や商業などを通じて古くから人と人が行き交う共通の背景・特徴を有する町であることから、さまざまな分野で一体的な地域振興が考えられる地域となっています。

そのため、合併により3町それぞれの資源を一体的かつ相乗的に利用して、施策の展開を図っていくことで、地域活性化の可能性はより広がるものと期待されます。

## (6) 行財政基盤の整備

長引く不況による税収の落ち込み、高齢化による保健・医療・福祉関連支出の増大等により国も地方も財政構造が弱体化・硬直化しており、3町もその例外ではありません。そのため、地方分権による業務増に耐えることができ、多様で質の高い行政サービスの提供等地域間競争に勝ち抜く独自性のあるまちづくりを展開できるような財政基盤の強化が急務となっています。

高い地域経営能力、強い財政基盤の実現には、少ない職員・少ない予算で多くのサービス・事務事業を遂行できるような、行財政機構へと大きく改めていく必要があります。合併はそのための有力な手段と考えられており、3町の行政が一体となって効率的な行財政機構を早期に実現しなければなりません。

## 第2節 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

この計画は、天王町・昭和町・飯田川町の合併後の新市建設を、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、3町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定しています。平成15年8月に策定した新市将来構想において描いた、将来像とまちづくりの基本目標を、着実に実現していくため、計画期間内に実施する主要施策・事業等を取りまとめています。

### (2) 計画の構成

この計画の構成は、合併後の新市における将来指標の見通し、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要施策・事業、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に構成しました。

なお、合併特例法第5条第1項に定められている4つの記載項目と、この建設計画との関係は次のようになっています。

合併特例法第5条第1項	新市建設計画
①合併市町村の建設の基本方針	第3章「新市建設の基本方針」
②合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項	第4章「新市の主要施策」 第5章「新市における県事業の推進」
③公共的施設の統合整備に関する事項	第6章「公共施設の適正配置と整備」
④合併市町村の財政計画	第7章「財政計画」

### (3) 計画の期間

この計画における主要施策・事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、合併後の平成17年度から平成31年度までの15年間とします。

### (4) その他

新市の将来進むべき方向は、3町が現在策定している基本構想及び国・県の計画等との整合性を図りながら、将来を展望した長期的視野に立ち定めるものとします。

なお、具体的な事業及び詳細な内容については、不確定な部分が多岐にわたることから、本計画に基づき新市において作成する基本構想及び基本計画等に委ねるものとします。

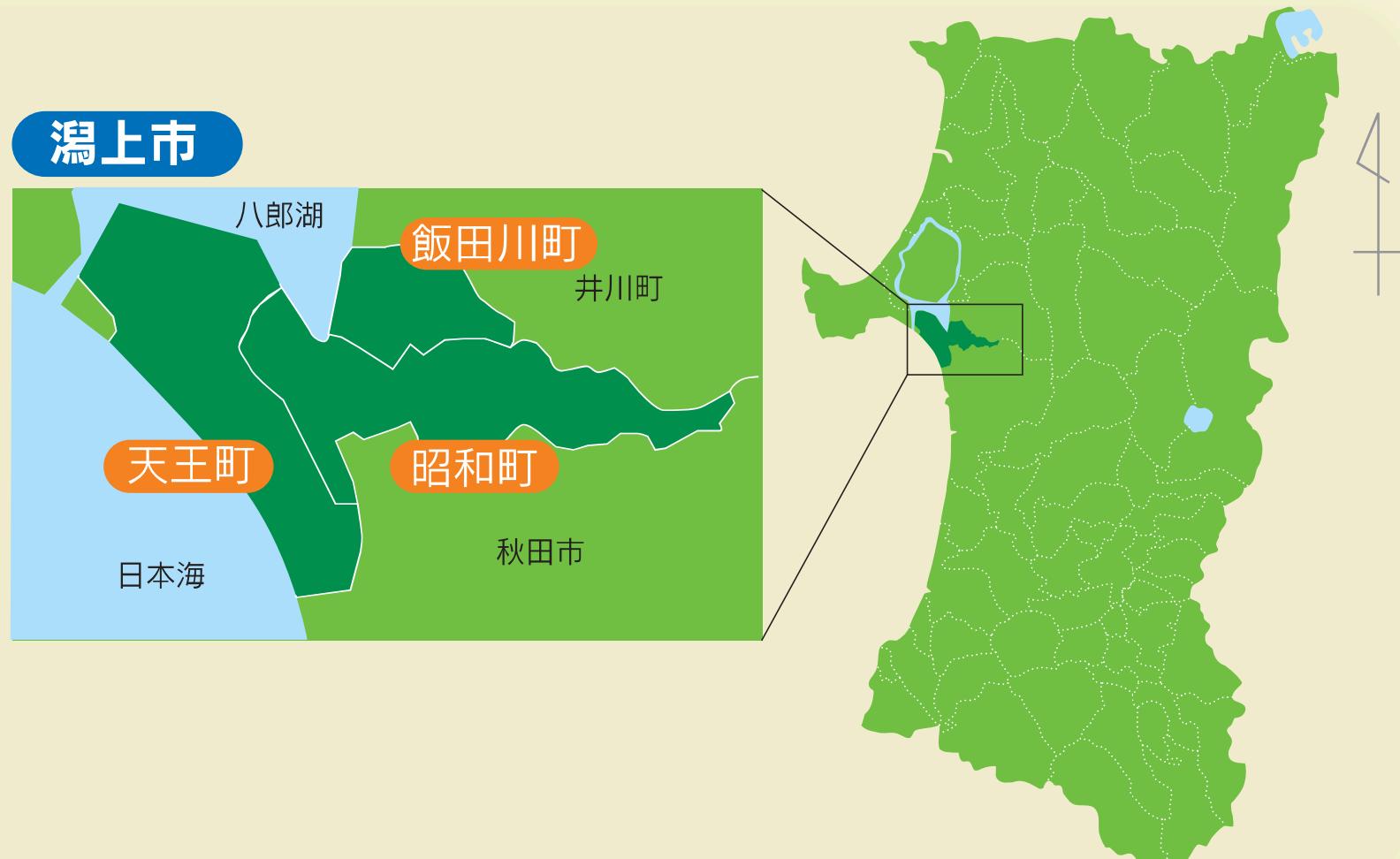
### 第1節 地勢と沿革

#### (1) 地勢

新市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置しており、東は井川町と、南は秋田市と、西は男鹿市と、北は八郎湖を挟んで大潟村と接しています。

東部は南北に縦走する国道7号の周辺に小高い丘陵（女川層）が多数連なっており、出羽丘陵に続いています。中央部及び北部は、秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がっており肥沃な穀倉地帯となっています。西部は県内有数の3本の砂丘群が連なっているほか、日本海に面した沿岸部は秋田市から続く海岸砂丘となっており、秋田県の保健保安林に指定されています。砂丘群の間は集落や畠地、樹園地として活用されています。

新市は、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等高速交通体系が整備され、また秋田空港から車で25分の距離にあるなど、首都圏へのアクセス性も高まっています。また、県都秋田市に隣接したベッドタウンという都市的な特性と広大な田園風景に代表される豊かな自然環境を併せ持つており、こうした恵まれた地勢を活かした、魅力あるまちづくりが期待される地域です。



## (2) 沿革

歴史上にこの地が登場するのは古代であり、律令国家の東北開拓に伴い、最北の拠点として秋田城が設けられ、律令体制下で秋田郡方上郷を形成していました。その後、一つ一つの集落が形成されていったものの、村としての名前は中世末期の太閤検地によってようやく明確に登場しました。

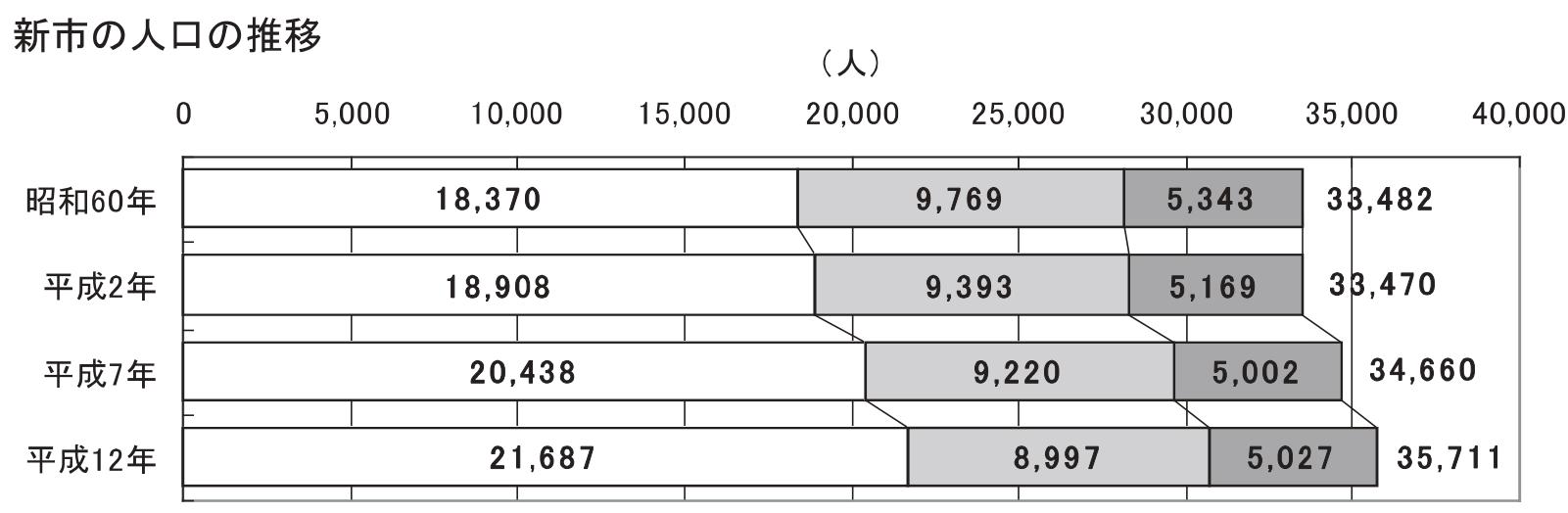
明治に入って秋田県、南秋田郡ができた後、明治 22 年には、旧来の村を合併した地方自治体としての市町村制の施行（明治の大合併）により天王村、大久保町、豊川村、飯田川村という現在の 3 町の原型が誕生しました。その後、天王村（昭和 26 年に天王町に）では他町村との合併の動きはありませんでしたが、昭和町と飯田川町は合併や分町の動きを経て、現在に至っています。昭和町は昭和 17 年に大久保町、飯田川町（昭和 10 年に町制施行）、豊川村の合併により誕生しましたが、昭和 25 年に昭和町（旧大久保地区）、飯田川町、豊川村に分裂して飯田川町は現在の形に、昭和町はその後昭和 30 年に金足村の一部、昭和 31 年に豊川村と合併し現在の形になっています。

## 第2節 人口・世帯

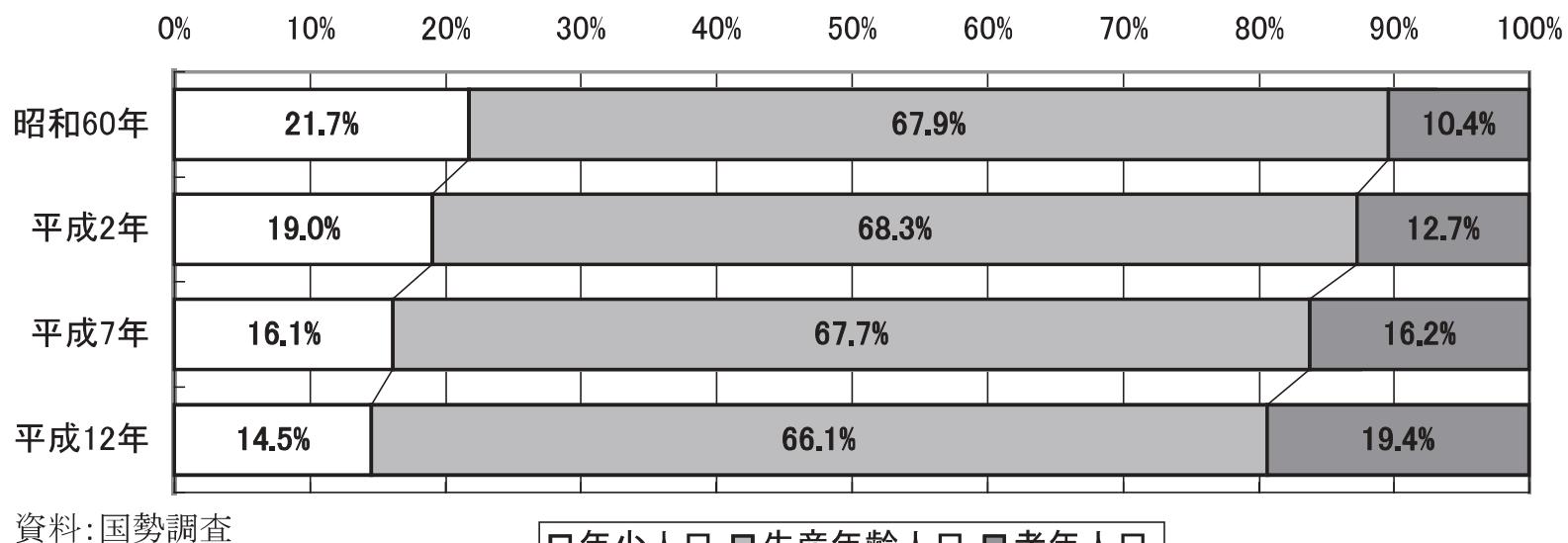
### (1) 人口

国勢調査によると、平成 7 年から平成 12 年にかけて全国の人口は増加しているものの、秋田県の人口は若干減少しています。また、秋田県では少子高齢化が全国を上回るペースで進み、平成 12 年の年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老人人口（65 歳以上）の構成比はそれぞれ 13.7%、62.8%、23.5% となっています。

平成 12 年の新市の人口は 35,711 人となっており、昭和 60 年から平成 2 年にかけて若干減少したものの、その後は増加しています。また、年齢別人口の構成比をみると、昭和 60 年以降、年少人口と生産年齢人口は低下する一方、老人人口は上昇しており、県全体のペースを下回りますが、新市においても少子高齢化は着実に進んでいることが分かります。



### 新市の年齢別(3区分)構成比の推移



資料:国勢調査

□年少人口 □生産年齢人口 ■老年人口

### 人口・年齢別(3区分)構成比の推移

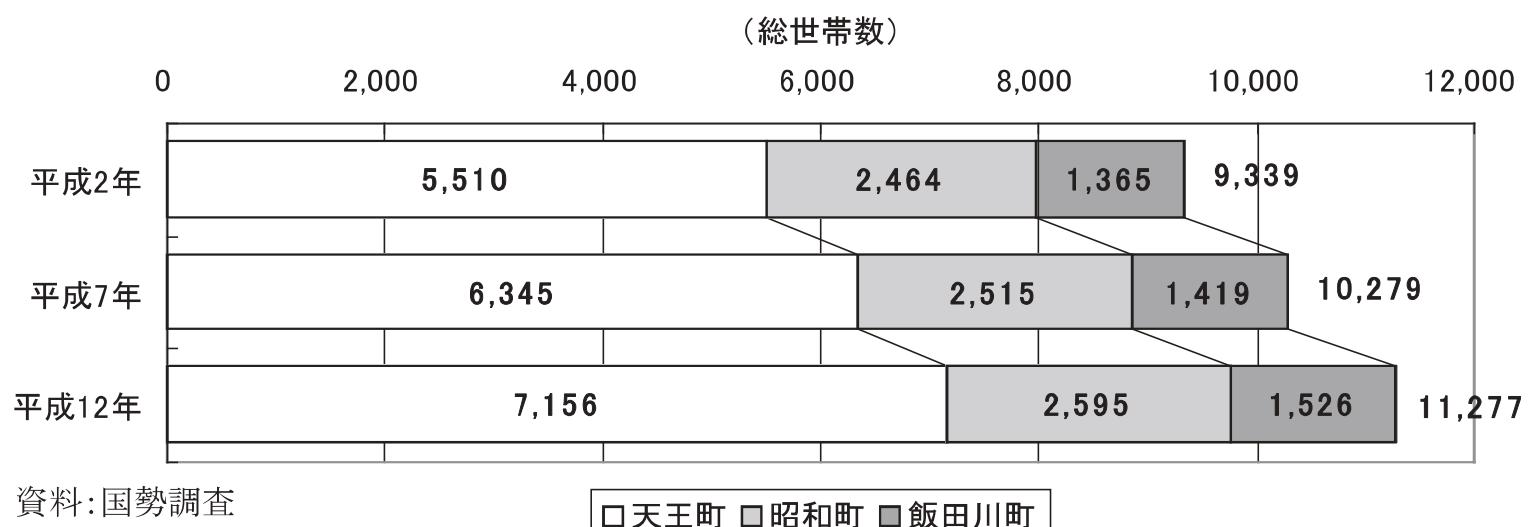
	新 市				秋田県			
	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
人 口	33,482	33,470	34,660	35,711	1,254,032	1,227,478	1,213,667	1,189,279
年 少 人 口	21.7%	19.0%	16.1%	14.5%	20.0%	17.9%	15.6%	13.7%
生産年齢人口	67.9%	68.3%	67.7%	66.1%	67.4%	66.5%	64.8%	62.8%
老 年 人 口	10.4%	12.7%	16.2%	19.4%	12.6%	15.6%	19.6%	23.5%

資料:国勢調査

## (2) 世帯

ライフスタイルの多様化や都市化に伴って全国的に核家族化が進行しており、国勢調査によると、平成 7 年から平成 12 年にかけて 1 世帯あたりの人口は全国、秋田県とともに減少しており、秋田県では平成 12 年の 1 世帯あたりの人口は 3.06 人となっています。

平成 12 年の新市の総世帯数は 11,277 世帯となっており、平成 2 年以降増加していますが、人口の増加ペースを上回るため、1 世帯あたりの人口は減少し、平成 12 年には 3.17 人となっています。新市においても核家族化は進んでいます。



資料:国勢調査

□天王町 □昭和町 ■飯田川町

## 総世帯数・1世帯あたりの人口の推移

	新 市			秋田県		
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総世帯数	9,339	10,279	11,277	358,208	374,679	389,049
1世帯あたりの人口	3.58	3.37	3.17	3.43	3.24	3.06

資料:国勢調査

### 参考

人口及び世帯数については、5年ごとに実施される国勢調査の数値を使用していますが、平成15年3月31日現在の各町の住民基本台帳の人口及び世帯数は次のとおりです。

### 年齢別(3区分)人口・構成比及び世帯数の状況 (平成15年3月31日現在)

	天王町	昭和町	飯田川町	新市
人口	22,437	8,738	5,034	36,209
年少人口(構成比)	3,339(14.9%)	1,112(12.7%)	639(12.7%)	5,090(14.1%)
生産年齢人口(構成比)	15,175(67.6%)	5,446(62.3%)	3,116(61.9%)	23,737(65.5%)
老人人口(構成比)	3,923(17.5%)	2,180(25.0%)	1,279(25.4%)	7,382(20.4%)
世帯数	7,800	2,739	1,604	12,143

資料:各町住民基本台帳より

## 第3節 産業構造

新市の純生産は平成10年に減少したものの、傾向としては増加しており、平成7年から平成12年にかけての増加率(7.7%)は県全体の増加率(2.6%)を上回り、平成12年には58,772百万円となっています。

新市の産業別の純生産をみると、第1次産業は平成7年から平成12年にかけて31.4%も減少している一方、第2次産業、第3次産業はそれぞれ8.4%、11.3%増加しています。また、新市の純生産の構成比をみると、県全体より第2次産業が高く、第3次産業が低くなっています。

### 純生産の推移(単位:百万円)

		平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 7 年から平成 12 年の増減率
新市	第1次産業 (構成比)	3,074 5.6%	3,097 5.5%	2,788 4.9%	2,379 4.4%	2,303 4.1%	2,110 3.6%	-31.4%
	第2次産業 (構成比)	21,708 39.8%	23,575 41.7%	22,398 39.3%	20,671 38.0%	21,518 38.0%	23,527 40.0%	8.4%
	第3次産業 (構成比)	29,768 54.6%	29,814 52.8%	31,848 55.8%	31,328 57.6%	32,826 57.9%	33,135 56.4%	11.3%
	合計	54,550	56,486	57,035	54,377	56,647	58,772	7.7%
秋田県	第1次産業 (構成比)	143,307 4.8%	144,765 4.7%	126,899 4.2%	109,645 3.7%	104,789 3.5%	98,887 3.2%	-31.0%
	第2次産業 (構成比)	874,426 29.5%	911,844 29.4%	850,271 27.9%	827,736 27.6%	828,235 27.4%	803,480 26.4%	-8.1%
	第3次産業 (構成比)	1,949,896 65.7%	2,040,385 65.9%	2,065,705 67.9%	2,059,817 68.7%	2,091,015 69.1%	2,141,212 70.4%	9.8%
	合計	2,967,630	3,096,994	3,042,875	2,997,198	3,024,039	3,043,579	2.6%

資料:秋田県の市町村民所得(平成12年度/秋田県)のデータを基礎として、価格変動による影響を修正した数値。

## 第4節 公共施設等

3町それぞれで住民サービスの向上に資する各種の基本的な施設はほぼ整備されており、公民館や集会施設の数は非常に充実しています。また、消防や環境の分野においては近隣自治体との共同で、広域対応する体制が整えられています。

住民ニーズの高度化や多様化、新市を取り巻く環境変化に対応した、新たなサービスの提供に伴って必要となる施設の整備も検討する必要があります。

### 公共施設等の状況

(平成15年3月31日現在)

		合計	天王町	昭和町	飯田川町	備考
消防・防災	消防分署	3	2	1		天王は男鹿地区消防一部事務組合 2町は湖東地区行政一部事務組合
	消防分団	29	12	12	5	
	防災行政無線施設		有		有	飯田川は有線放送
	防災センター	1	1			
環境	衛生センター	1		1		3町で湖南地区衛生処理組合
	不燃物処理施設	1		1		
	一般廃棄物最終処分場	1		1		
	斎場	1			1	昭和・飯田川は湖東地区行政一部事務組合
	墓地公園	5	2	3		
	し尿処理場	2		1	1	天王は男鹿地区衛生処理一部事務組合
	浄水場	7	6	1		
	上水道(普及率)	83.6%	75.5%	95.4%	98.8%	
保健医療	下水道等(普及率)	74.4%	70.9%	71.6%	95.1%	
	保健センター	2	1		1	
	病院	2	1	1		民間施設
社会福祉	医院	23	8	12	3	民間施設
	特別養護老人ホーム	3	1	1	1	
	老人保健施設	2	1	1		
	在宅介護支援センター	4	2	1	1	
	訪問看護ステーション	3	1	2		
	デイサービスセンター	3	1	1	1	
	福祉センター	2	1		1	
	老人憩いの家	18	16	1	1	
	その他集会施設等	13	5	7	1	
	公営住宅	住宅数	413	233	141	39
		世帯数比率	3.4%	3.0%	5.2%	2.4%
	勤労青少年ホーム	2	1		1	
	保育所 (公立)	施設数	7.6	4	3	0.6 飯田川は幼保一体のため按分
		充足率	88.5%	102.8%	119.0%	39.7%
	児童館・地区児童館	33	13	14	6	

			合計	天王町	昭和町	飯田川町	備考	
学校教育	幼稚園	施設数	公立	2.4	2		0.4 飯田川は幼保一体のため按分	
			公立以外	2	2			
		充足率	90.0%	120.2%		77.5%		
小学校			7	4	2	1		
中学校			3	2	0.6	0.4	昭和・飯田川は中学校組合のため按分	
社会教育	公民館・分館		47	10	27	10		
	図書館(室)		1(2)	1	(1)	(1)		
	博物館・美術館・資料館		2(1)	(1)	2		天王は民間施設	
スポーツ レクリエー ション	野球場		5	3	1	1		
	多目的運動広場		3	2	1			
	グラウンドゴルフ場		3	1	1	1	飯田川は16年3月完成	
	屋内ゲートボール場		2	1		1		
	体育館		9	5	3	1		
	武道館		4	2	1	1		
	プール		2	1		1		
	陸上競技場		1		1			
	テニスコート		4	3	1			
	公園・広場		92	38	25	29		
艇庫			1	1				
その他	有線放送電話					有		

資料：各町担当課調べ



天王町総合体育館



飯田川町若竹幼児教育センター



昭和町介護予防センター

### 第1節 新市の将来像

新市は、日本海に面した天王砂丘群の松林や出羽丘陵の緑の山なみ、八郎湖に向かって広がる広大な田園風景に囲まれた、豊かな自然環境と、県都秋田市に隣接した良好な生活環境を併せ持つ地域です。

また、少子高齢化、過疎化が進行する県内にあっては、唯一人口が微増する地域であり、若年層を中心とした将来の発展に可能性を感じさせる地域でもあります。

反面、都市化の進行に伴う地域の一体感の希薄化等、新たな課題を生む状況にあります。

良好な自然環境を維持しつつ、より魅力的な生活環境を創造するという、人と環境に配慮した調和の取れた個性あるまちづくりを進める必要があります。

また、まちづくりの基本となる人づくりを進めながら、住民一人ひとりが生きがいを持って生き生きと暮らすことができる、そうした夢のある地域をつくっていくことが求められています。

以上のことから、理想とする新市の将来像を次のように設定します。

## ～<sup>い</sup><sup>い</sup>活き生き36000の夢づくり～ 一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市

### (1) 活き生き36000の夢づくり

「活き」とは、住民の活発な活動を意味し、「生き」とは、住民の楽しい生活や生きがいを意味します。また、「36000の夢づくり」とは、新市は約36,000人で始まることから、36000はすべての住民、すべての地域の夢を意味します。

つまり、「活き生き36000の夢づくり」とは、新市に暮らす一人ひとりが、自ら進んでまちづくりに参加することで、より活力にあふれた人と地域、より良好で魅力的な環境を、36,000人の力を合わせてつくることを宣言するものです。

## (2) 一人ひとりが輝く、ひとと環境に優しい田園都市

「一人ひとりが輝く」とは、住民一人ひとりの個性や生き方の尊重と、豊かな人間関係とが調和したコミュニティが確立され、人づくりや学べる環境も充実した「キラリと光る」まちを目指すということです。

また、「ひとと環境に優しい」とは、恵まれた自然環境を維持するとともに、より魅力的な生活環境を創造することで、「人と自然が共生」するまちもを目指すということです。

「田園都市」とは、田園と都市の両立・調和を意味します。広大な田園風景の中にうまく溶け込んだ快適な住環境により、住民にとって「住み良い・住み続けたい」と感じるような魅力あふれるまちとしていくことが「田園都市」という言葉に込められたメッセージです。

## 第2節 新市の基本目標

将来像の実現に向けた基本目標として、次の5項目を設定します。

### (1) 環境と調和し快適で安らぎのあるまち

新市のシンボルとも言える田園風景を中心とした多彩で豊かな自然環境を、いつまでもその価値を失わないように大切に守り、育てていきます。

同時に、こうした自然環境と調和した、道路や上下水道等の生活上必要な基盤の整備を進め、災害に強く、安全で、快適な安らぎのあるまちづくりを進めます。

### (2) 安心して楽しく健やかに暮らせるまち

新市の住民が安心して楽しく健やかに暮らせるように、保健・医療・福祉が連携し、いつでも、どこでも必要なサービスが受けられる環境の整備を図り、一人ひとりが大切にされ、お互いがいたわり合うことのできる住みよいまちづくりを進めます。

### (3) 活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち

新市の住民一人ひとりがそれぞれの夢を達成していくには、生きがいを持って働くことのできる場が確保されていることが必要です。

このため、農林水産業や商工業などの既存の産業の活力を一層高めるとともに、各自の創意工夫から新たな産業を興していくことで、多様な働き口を地域に確保し、豊かさとゆとりが実感できる、活気に満ちたまちづくりを進めます。

## (4) 生涯学び心豊かな人を育むまち

豊かな生活とは、快適な環境と物的な豊かさだけではなく、心の豊かさが満たされ、自己実現が図れるようでなければなりません。

全ての住民が心豊かに暮らせるように、まちづくりは人づくりであるという3町の重要理念を継承・発展させ、生涯にわたって学び、文化的な活動が活発に行えるようにするほか、創造性と人間性に富んだ、新市の明日を担う人材の育成を進めるとともに、地域の風土・文化の保護・継承に努めます。

## (5) ともに支え温かにふれあえるまち

新市は、県都秋田市のベッドタウンという性格を有していることから、3町に暮らしてきた住民ばかりでなく、新市への転入者や来訪者が、交流し、理解し合えるような温かみのあるまちをつくっていきます。

また、地域内においては、住民一人ひとりの触れあいや助け合いを通して、新市としての一体感の醸成、コミュニティの再構築などを図り、活力にあふれた、夢のあるまちをつくっていきます。



## 第3節 土地利用

### (1) 土地利用の現状

新市の面積は 97.96 平方 km となり、合併しても県内では比較的小規模の広さにとどまるところから、新市としてまとまりやすいという比較的恵まれた条件にあります。用途別の内訳としては、新市域の約 36%が田畠等の耕地で占められ、最も高い構成比となる一方で、山林が約 33%を占めるところから、緑豊かな田園都市というのが新市の特徴と言えます。

#### 土地利用の状況

	総面積(km <sup>2</sup> )	耕地面積(km <sup>2</sup> )	宅地面積(km <sup>2</sup> )	山林面積(km <sup>2</sup> )
天王町	41.51	17.10	3.64	7.97
昭和町	40.65	11.20	1.74	20.46
飯田川町	15.80	7.41	1.06	3.78
合計	97.96	35.71	6.44	32.21
構成比(%)	—	36.45	6.57	32.88

資料:平成14年度版秋田県市町村概要(平成12年10月1日現在)

新市は県都秋田市に隣接し、秋田都市圏において居住環境の好適地となっているために、秋田市とともに秋田都市計画区域に指定され、適正な土地利用が進むよう配慮されています。しかし、人口流入の増加に伴う都市基盤の整備・充実が必要になっているほか、農用地から住宅地等への転用増という課題に直面しており、都市計画区域を含めた新市全体の土地利用計画の見直しが必要となってきています。

### (2) 土地利用の方向

緑豊かな自然環境の保全と活用を図り、有形・無形の歴史的・文化的遺産など地域資源を活かした個性的な土地利用を推進します。併せて、公共公益施設がその役割や効果を十分に発揮でき、地域の均衡ある発展が図れるよう、長期展望に基づいた計画的・総合的な土地利用対策を推進します。

また、適正な土地利用の推進にあたっては、各種土地利用関係法（国土利用計画法、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等）及び諸制度に基づく計画的な調整を図ることとします。

### (3) エリア別整備の方針

土地利用の視点から新市の将来像の実現を図るため、住民の営みや企業の活動を視野に入れ広域的な動向も踏まえ、次の4つの利用区分に分類し、それぞれの区分における土地利用の方向性を定めます。

#### 1) 市街地エリア

駅周辺や公共施設と住宅地が集積した市街地エリアについては、道路や広場・公園等の整備による良好な市街地、新たな住宅地の形成、及び居住環境の改善を進め、無秩序な市街地の拡散を防ぐと同時に、ベッドタウンの性格を持つ地域に位置づけていきます。

また、住宅や商店、工場などの調和のある発展に努め、良好な居住環境と既存商業、既存工業の活性化を進めます。

#### 2) 集落・田園エリア

集落については、生活道路や上下水処理等の都市基盤整備を通じて、良好な集落環境の形成を進めます。田園エリアについては、多様な公益的機能を維持し、計画的な農業生産を持続するため、ほ場整備等の経営基盤の強化を進めながら、農地の保全に努めるとともに、農業体験施設や観光農園等の整備を図り、観光産業の育成や地域間交流の拡大を進めます。

#### 3) 工業エリア

新市の工業エリアは、市街地エリア内に事業所が散在し集積度が低いことから、工業系の用途地域に事業所の誘導を進めます。

また、誘導・集積の一環として、昭和工業団地への企業誘致を進めます。

#### 4) 森林・水辺エリア

森林・水辺エリアについては、持続可能な森林経営等を通じたその多面的機能の発揮やつくり育てる漁業、資源管理型漁業を推進します。また良好な自然環境の維持・保全に努めるとともに、豊かな自然を生かした観光・レクリエーション空間として、自然環境との共生を図りながら、健康・保養を増進する施設・公園等の整備を進めます。

## 第4節 主要指標の見通し

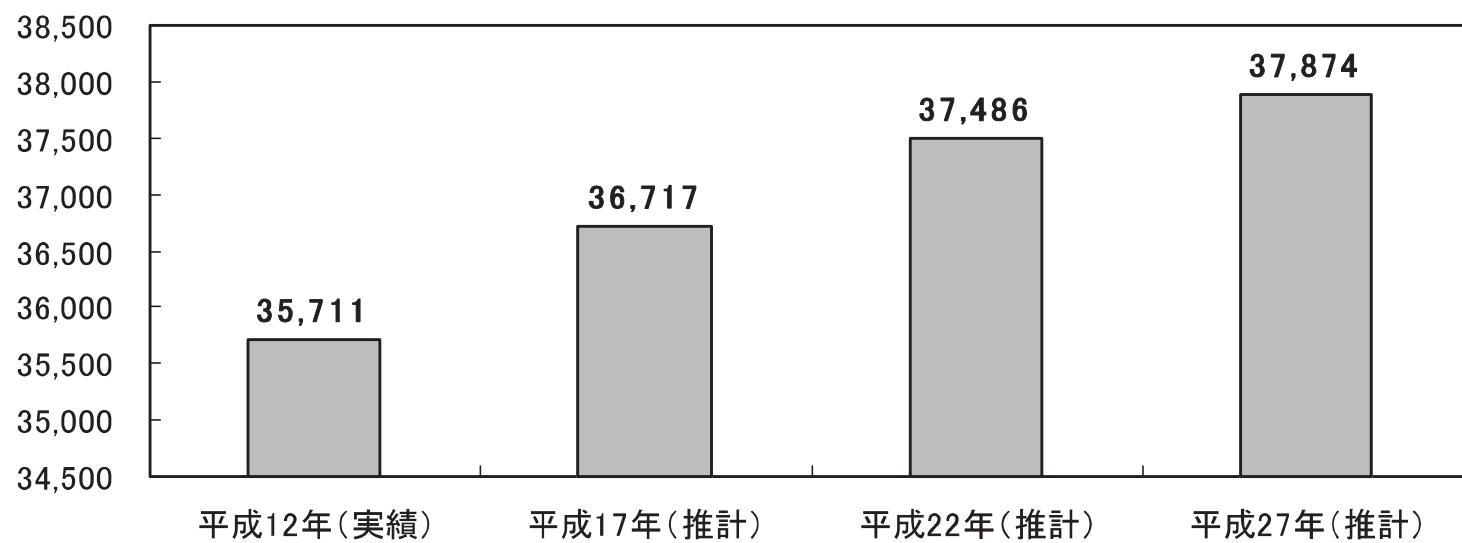
### (1) 人口・世帯

#### 1) 人口

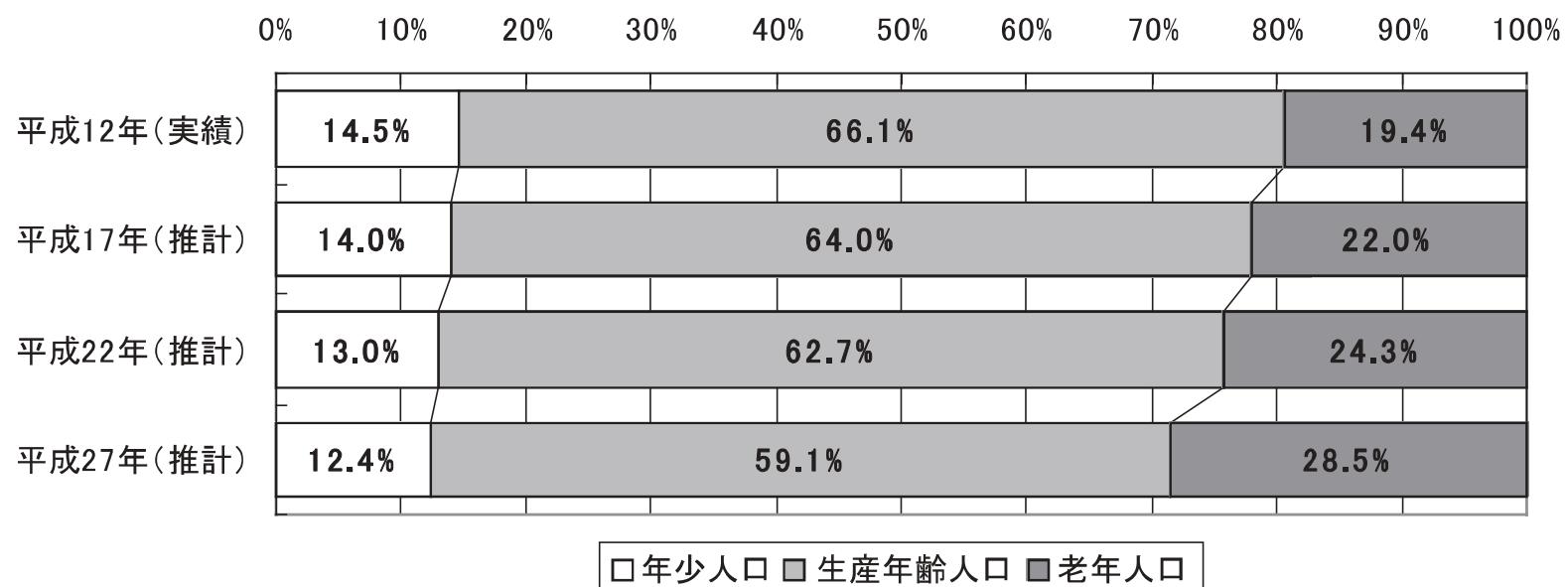
新市の将来人口を推計すると、増加のペースは鈍るもの、平成27年には38,000人程度になると見込まれます。また年齢別人口の構成比をみると、平成27年には年少人口、生産年齢人口はそれぞれ12.4%、59.1%にまで低下する一方、老人人口は28.5%にまで上昇し、少子高齢化は一層進むことが見込まれます。

なお、推計にあたっては、平成12年国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に係るデータを用いて、男女別5歳ごとの人口の変化を自然動態（出生と死亡の差）と社会動態（新市への転入と転出の差）に分離して推計するコーホート要因法によりました。

新市の人口の推計

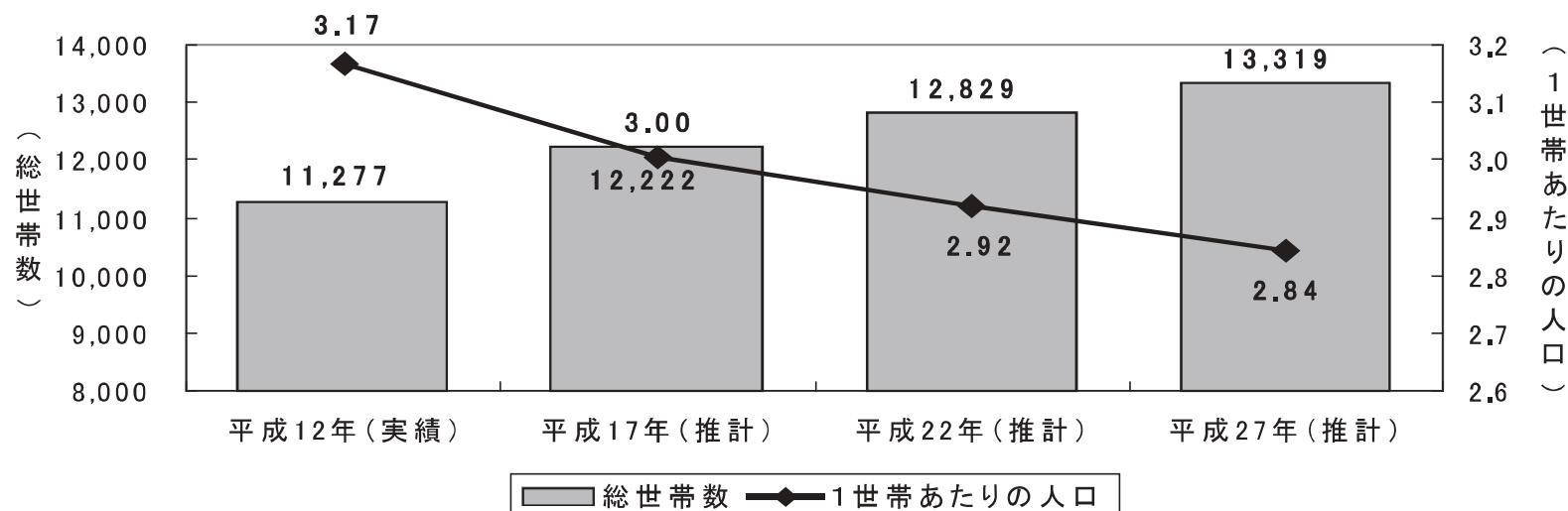


新市の年齢別(3区分)構成比の推計



## 2) 世帯

将来の総世帯数と1世帯あたりの人口を推計すると、総世帯数は増加を続け平成27年には13,300世帯程度になりますが、人口の増加ペースを上回るため、1世帯あたりの人口は減少し、平成27年には2.84人になることが見込まれ、核家族化は今後も一層進むことが予想されます。



資料:平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査のデータに基づく推計値

## (2) 産業

### 1) 就業人口

前述の人口を前提とし、昭和60年から平成12年までの就業率と産業別就業者構成比の推移に基いて将来の就業人口を推計すると、就業人口は平成17年に約17,830人に増加した後、減少に転じ、平成27年には約17,370人になるものと見込まれます。また、第1次産業、第2次産業の就業者の構成比は低下する一方、第3次産業の就業者の構成比は上昇し、平成27年にはそれぞれ4.0%、35.4%、60.6%と見込まれ、第1次産業、第2次産業から第3次産業への就業者のシフトが進み、就業構造のサービス化が一層進むことが予想されます。

#### 新市の就業人口の推計

		実 績		推 計		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	就業者数	1,685	1,355	1,128	890	686
	構成比	9.8%	7.7%	6.3%	5.0%	4.0%
第2次産業	就業者数	6,523	6,568	6,544	6,370	6,156
	構成比	38.0%	37.3%	36.7%	36.1%	35.4%
第3次産業	就業者数	8,968	9,670	10,160	10,400	10,528
	構成比	52.2%	55.0%	57.0%	58.9%	60.6%
就業人口計		17,176	17,593	17,832	17,660	17,370

資料:平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査のデータに基づく推計値

## 2) 産業別純生産額

各産業の将来の純生産額を推計すると、新市の純生産額は平成 12 年の 58,772 百万円から平成 17 年には 61,831 百万円まで約 5 % 増加した後、平成 27 年には 59,883 百万円と、平成 17 年をピークに増加から減少に転ずるものと見込まれます。

産業別にみると、第 1 次産業は平成 12 年の 2,110 百万円から平成 27 年には 1,682 百万円に、第 2 次産業は平成 12 年の 23,527 百万円から平成 27 年には 19,274 百万円に減少すると見込まれます。一方、第 3 次産業は平成 12 年の 33,135 百万円から平成 27 年には 38,927 百万円まで増加すると見込まれます。

また、1 就業者あたりの純生産額は、第 1 次産業が平成 12 年の 1.56 百万円から平成 27 年には 2.45 百万円に大幅に増加し、全体では平成 12 年の 3.34 百万円から平成 27 年には 3.45 百万円に微増すると見込まれます。

純生産額の推計(単位:百万円)

	実 績	推 計			
		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
第1次産業	純生産額	3,074	2,110	2,150	1,895
	1就業者あたり	1.82	1.56	1.91	2.13
第2次産業	純生産額	21,708	23,527	22,952	21,328
	1就業者あたり	3.33	3.58	3.51	3.35
第3次産業	純生産額	29,768	33,135	36,729	38,173
	1就業者あたり	3.32	3.43	3.62	3.67
合 計	純生産額	54,550	58,772	61,831	61,396
	1就業者あたり	3.18	3.34	3.47	3.48
					3.45

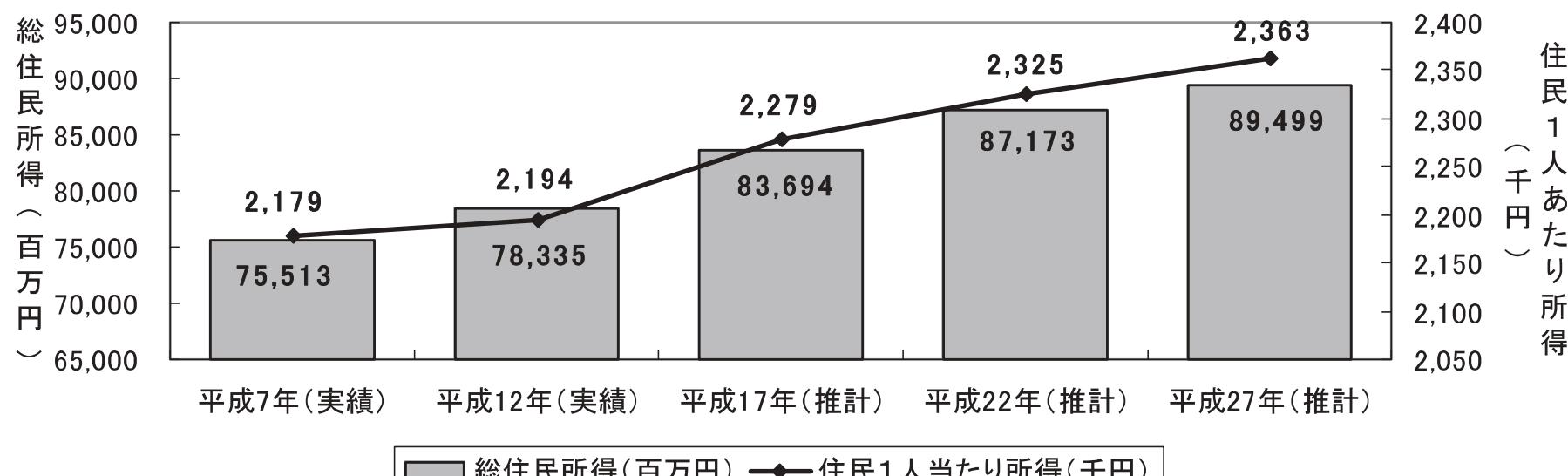
資料: 実績は秋田県の市町村民所得(平成 12 年度／秋田県)のデータを基礎として、価格変動による影響を修正した数値。  
推計については秋田県のデータに基づき算出。

## 3) 住民一人あたり所得

バブル経済以降の平成 2 年から平成 12 年までの住民 1 人あたりの所得の推移に基づき、将来の住民 1 人あたりの所得を推計すると、平成 12 年の 2,194 千円から平成 27 年には 2,363 千円まで増加し、15 年間で約 7.7% (1 年あたり 0.51%) 増えると見込まれます。

住民 1 人あたりの所得に将来人口を乗じた総住民所得は平成 12 年の 78,335 百万円から平成 27 年には 89,499 百万円まで増加し、15 年間で 14.3% (1 年あたり 0.95%) 増えると見込まれます。

住民1人あたりの所得の推計(単位:千円)

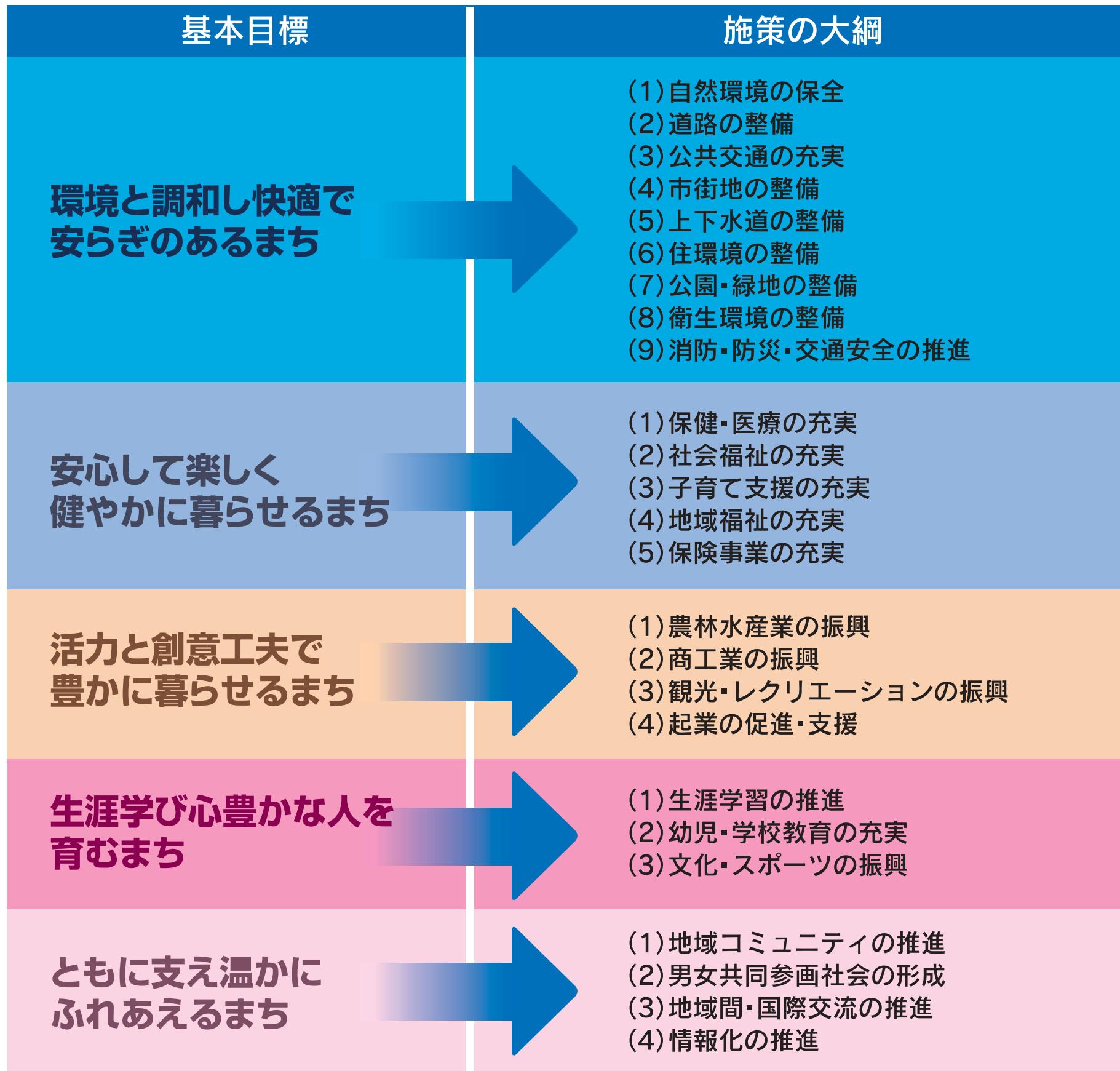


資料: 実績は秋田県の市町村民所得(平成 12 年度／秋田県)のデータを基礎として、価格変動による影響を修正した数値。  
推計については秋田県のデータに基づき算出

## 第4章 新市の主要施策

将来像の実現に向けて設定した基本目標を達成していくための具体的な取り組みとして、それぞれ次のような方向で進めていきます。

### 将来像 ～活き生き36000の夢づくり～ 一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市



将来像実現のための  
基本的な考え方

住民組織と行政との  
関係の再構築

市民活動の促進

行政運営の効率化

# 第1節 環境と調和し快適で安らぎのあるまち

## (1) 自然環境の保全

- 天王砂丘群の松林、出羽丘陵の森林、広大な田園風景等の豊かな自然環境の保全と活用を図っていくため、環境基本条例を制定し、環境基本計画を策定します。
- 住民・事業者の環境意識の向上と環境保護活動の実践を全市的に広げていくため、学校や地域における学習や啓発、実践等必要な活動の実施・支援を進めます。
- 住民・事業者・行政の連携・協働により、公害の発生防止に努めます。
- 環境への負荷を軽減させるため、資源やエネルギーの消費を極力節減し、クリーンなエネルギーの利用を推進します。また、行政として<sup>\*</sup>ISO 14001の認証取得に取り組みます。

<sup>\*</sup>ISO 14001……国際標準化機構(ISO)により、企業や官公庁などが組織として環境に配慮した事業活動を継続的に行うための基準（環境マネジメントシステム）を国際的に規格化したもの。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(1) 自然環境の保全	環境基本計画の策定	(1) 環境基本条例の制定 (2) 環境基本計画の策定
	水と緑の保全	(1) 農地の保全 (2) 森林・河川・湖沼の保全 (3) 地下水・農業用水の水質保全
	環境学習の推進	(1) 学校教育・生涯学習教育における環境学習の推進
	普及・啓発活動の推進	(1) 環境マップ作成等環境保全を普及・啓発する活動の充実 (2) 全市クリーンアップ活動等環境保全活動の実践の支援 (3) 環境に配慮した消費活動の推進
	環境管理・評価の導入	(1) ISO 14001の認証取得への取り組み
	公害対策の強化	(1) ダイオキシン類汚染防止対策の推進 (2) 公害発生防止対策の強化
	資源エネルギーの有効利用の推進	(1) 公共施設の省エネルギー対策の推進 ※ (2) グリーン購入の推進 (3) 太陽光や風力等新エネルギーの利用推進 (4) 環境への負荷の少ない建設・工事の推進

<sup>\*</sup>グリーン購入……国や地方公共団体などが環境に配慮した製品を率先して購入すること。

## (2) 道路の整備

- 高速交通体系を十分に活用できるような幹線道路網を計画的に整備します。また、3町の住民間の交流と連携の促進による新市の一体化を進めるため、既存の道路を最大限活用するなど生活道路の充実や3町間を結ぶ道路網の整備を進めます。
- 整備された道路が常にその機能を十分発揮できるよう、道路の維持管理を行います。また雨水排水施設の整備と除雪体制の充実に努めます。
- 歩行者や自転車、障害者にとっても安全に移動できるよう、<sup>\*</sup>バリアフリー化等必要な施設の整備に取り組みます。

※バリアフリー……段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮すること。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(2) 道路の整備	幹線道路網の整備	(1) 都市計画街路事業等による主要幹線道路の整備 (2) 地方道路交付金事業等による幹線道路の整備
	生活道路等の整備	(1) 地域の一体性を確保する主要生活道路の整備 (2) 日常生活の移動性を高める地域生活道路の整備
	バリアフリーの道路づくり	(1) 歩道のバリアフリー化の推進
	維持・管理の充実強化	(1) 道路の維持補修の強化 (2) 街路樹等の適正管理 (3) 雨水排水施設の整備 (4) 除雪事業の充実と体制の強化

## (3) 公共交通の充実

- 住民の重要な通勤・通学手段であるJR奥羽本線及びJR男鹿線の利便性向上や新駅の設置を働きかけていきます。また、駅舎の複合施設化やバリアフリー化、自由通路の整備、踏切の拡幅など周辺環境の整備を進めます。
- バスは高齢者をはじめとする交通弱者が地域内を自由に移動するための生活上必要不可欠な手段であることから、生活バス路線の維持を図ると同時に、マイタウンバス（廃止路線代替バス）等の運行・拡充や、バス停等の関連施設の充実による利便性の向上に努めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(3) 公共交通の充実	鉄道の利便性向上	(1) 駅舎の複合施設化・バリアフリー化、自由通路の整備 (2) 新駅の設置要望 (3) 踏切の拡幅
	バス路線の整備	(1) バス路線の維持・充実 (2) マイタウンバス路線等の整備・拡充 (3) バス停等関連施設の充実

## (4) 市街地の整備

- 田園と都市との調和の取れた魅力ある都市空間・都市景観の形成を図るため、新市としての都市計画の指針であるマスタープランを策定し、新市内各地域の計画的・効率的な都市基盤の整備を進めます。
- 田園都市としての景観を保持、育むという視点から、地区計画や景観条例等の導入を検討して景観形成に努めます。また、住民や事業者等の理解と協力を得ながら美しい景観づくりを推進します。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(4) 市街地の整備	都市計画の見直しと推進	(1) 新市の都市計画マスタープランの策定
	快適な都市景観の創造	(1) 地区計画・都市景観条例の検討 (2) 公共事業等における景観形成への配慮 (3) 住民等のボランティア活動による美化の推進

## (5) 上下水道の整備

- 上水道については、未給水区域への延伸・拡張を図るため、新たな水源の確保や取水施設を整備し、既存施設・設備については維持・修繕や老朽管更新等、引き続き安全な飲料水の安定的な供給に努めます。
- 下水道については、公共下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽により、新市内の各地域・地形にあった汚水処理施設の整備を進めるとともに、供用開始地区では加入率の向上を図り、環境保全に努めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(5) 上下水道の整備	上水道の整備	(1) 新水源の確保 (2) 取水、浄水、配水施設の整備等
	下水道・農業集落排水の整備や維持管理	(1) 管渠の整備、集落排水処理場やマンホールポンプ等既設設備の保守管理 (2) 下水道加入率の向上
	合併処理浄化槽の整備	(1) 合併処理浄化槽の設置、水洗化の促進

## (6) 住環境の整備

- 誰もが地域において快適に住めるよう、公営住宅の新設や建替え、バリアフリー化や修繕等の整備と拡充を進めます。
- 住み良いまちとして地域の魅力を高めるため、自然環境や景観に配慮した優良宅地の整備を民間事業者との協働と連携により進めます。
- 住居表示については、地域事情に応じて、わかりやすいものへと整理する取り組みを進めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(6) 住環境の整備	公営住宅の整備・拡充	(1)既存住宅の維持管理と改修および建替の推進 (2)新規住宅の建設
	優良宅地の整備	(1)民間による事業展開の誘導と連携
	住居表示の整理	(1)住居表示を整理する取り組み等

## (7) 公園・緑地の整備

- 住民や新市を訪れる人々に憩いとレクリエーションや交流の場を提供し、災害時における避難場所を確保するため、市内各所において公園の整備と改修を進めます。
- 住民やボランティア、地域団体、事業者等と連携し、公園や緑地の維持管理の推進に取り組みます。
- 地域全体を緑豊かなものとするため、住民やボランティア等による緑化活動を支援します。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(7) 公園・緑地の整備	公園の整備	(1)地域拠点や観光レクリエーション施設および防災避難所としての公園の整備と活用 (2)既設公園の維持補修と改修 (3)地域住民との連携による公園の維持管理の推進
	緑化の推進	(1)住民参加による緑化の推進

## (8) 衛生環境の整備

- 良好的な環境を大切に守っていくため、環境への負荷の少ない循環型地域社会の構築を目指し、住民・事業者・行政等地域が一体となってごみの発生・排出の抑制に取り組みます。このため、分別収集による資源化やリサイクル活動などの資源循環型事業を推進します。
- ごみの適切な収集・運搬・処理が行えるよう、ごみ処理やリサイクルに関わる施設や体制等の環境を整備します。
- 先祖を敬い家族の絆を深めるため、墓地公園の造成・整備を進めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(8) 衛生環境の整備	ごみ発生・排出の抑制	(1) 不法投棄防止のための監視・指導の強化 (2) ごみの排出抑制の促進
	リサイクルの拡充	※ (1) リサイクルプラザの建設 (2) びん・缶・プラスチック類等の分別収集・資源化の推進 (3) 有機性廃棄物(生ごみ等)を利用した事業の推進
	ごみ処理場の設置	(1) 廃棄物処理施設の建設
	ごみの収集・運搬体制の整備	(1) 効率的な収集・運搬体制の充実
	墓地公園の整備	(1) 墓地公園の造成整備

※リサイクルプラザ……分別収集で集められた資源ごみを再利用しやすいように種類ごとに選別・圧縮・保管等を行う処理施設。



湖南地区衛生処理組合衛生センター

## (9) 消防・防災・交通安全の推進

- 災害に強く安心して住めるまちづくりを進めるため、新市の地域防災計画に基づき、備蓄倉庫や防火水槽等必要な設備の整備を図り、急傾斜地等危険箇所への計画的な災害防止工事の実施、建築物の不燃化や耐震化の促進等に取り組みます。
- 国や県、近隣自治体と連携を緊密にし、新市としての危機管理体制の整備・強化を進めると同時に、緊急時の情報伝達・管理を確実に行えるネットワークシステムの整備を検討します。また、住民一人ひとりが家族や隣近所と助け合って自主的に災害に対応できるように意識啓発・教育・訓練を進める等自主防災組織の育成に取り組みます。
- 住民の安全を守るため、交通安全対策については、安全性を向上させる施設の整備充実・強化や安全教育等の推進を図るほか、犯罪のない安全なまちづくりのために、防犯灯の設置を進めると同時に、防犯意識を高め地域と行政が一体となって防犯対策を進めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(9) 消防・防災・交通安全の推進	災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域防災計画の策定</li><li>(2) 備蓄倉庫等防災対策設備の整備</li><li>(3) 急傾斜地等危険箇所への災害防止工事の実施</li><li>(4) 防火水槽や消火栓の設置</li></ul>
	消防・防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 新市としての危機管理体制の整備・強化</li><li>(2) 防災無線や防災情報システムの整備</li><li>(3) 消防団と連携した自主防災組織の育成</li><li>(4) 防災マップ作成・配布や防災訓練等防災意識の向上</li><li>(5) 災害時緊急体制の整備</li><li>(6) 国・県・近隣自治体との連携強化</li></ul>
	交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 交通安全施設等の整備</li><li>(2) 交通安全教育および運動の推進</li></ul>
	防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 防犯意識の高揚</li><li>(2) 緊急連絡網の整備</li><li>(3) コミュニティ活動の充実</li><li>(4) 関係機関・団体との連携強化</li><li>(5) 防犯灯（街灯）の設置</li></ul>



## 第2節 安心して楽しく健やかに暮らせるまち

### (1) 保健・医療の充実

- 健康で元気に暮らせる長寿社会を実現するため、一次予防としての生活習慣の改善等住民一人ひとりが日常的に健康に気をつけることが最も基本的かつ重要なことから、住民・地域・行政が一体となり、健康教室や健康相談、スポーツ活動等を通じて健康づくりへの意識を高め、疾病の予防に努めます。
- 各種健(検)診や予防接種等、子どもから高齢者までそれぞれに必要な疾病・介護予防対策を充実させることにより、疾病の重症化防止と要介護状態の予防に努めます。
- 住民一人ひとりが一生を通じて健康で生き生きと自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉を総合的・一体的に捉えるとともに連携を強化し、住民一人ひとりの健康を統合的に管理できるよう体制を整備・強化します。
- 心の健康についても施策を充実し、相談対応等心のケアを行うほか、精神障害者福祉とも連携した支援を行います。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(1) 保健・医療の充実	生活習慣病の予防および健康増進事業の推進	(1) 健康教室や食生活改善学習会等の実施 (2) 健康相談、訪問指導等の実施 (3) スポーツ活動の推進
	疾病・介護予防の推進	(1) 生活習慣病等の予防のための総合検診の実施 (2) 結核等感染症予防のための予防接種等の実施 (3) 介護予防・自立支援事業の推進
	保健・医療・福祉の総合的なサービスの実施	(1) 保健・医療・福祉の連携強化 (2) 保健センターの機能強化 (3) 健康管理システムの導入 (4) 総合相談窓口の充実



## (2) 社会福祉の充実

- 高齢者や障害者等が生き生きと安心して自立した生活が送れるように、必要となるサービスの企画・提供や、利用者等からの相談への対応を総括する福祉事務所を設置するほか、在宅介護支援センター等さまざまなサービスを提供する施設を民間活力も活用しながら整備するとともに、その安定的な運営に努めます。
- 福祉サービス等の利用対象者にわかりやすく情報提供を行っていくほか、多種多様な相談に対し的確に対応できる総合的な相談体制を整えます。
- 家族による介護の負担を軽減し、地域全体で要介護者を支える仕組みである介護保険のさまざまなサービスが確実に提供されるように努めていくほか、サービスの質の向上を図ります。
- 高齢者や障害者等が、生き生きと暮らせるように、社会参加の場や生きがい・就労の場の充実に努めます。
- 自立した生活が普通にできるように支援することを基本として、介護やリハビリの支援、各種手当の支給、医療費の給付等の金銭面での支援等さまざまなサービスを提供・充実させます。
- 生活保護については、将来の自立の促進を前提とした支援策の充実と、適正な支援に努めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(2) 社会福祉の充実	福祉事務所の設置	(1) 専門職員の配置による総合的福祉サービスの実施
	福祉施設の整備・運営	(1) 総合相談等在宅介護支援センターの運営 (2) 高齢者の生きがいや健康づくり活動など、福祉と保健活動の拠点としての総合ふれあいセンター機能の整備 (3) 高齢者ふれあい館、老人憩いの家等高齢者施設の運営 (4) ひとり暮らしおよび夫婦のみの高齢者世帯等を対象とした生活支援ハウスの運営
	情報提供・相談体制の充実	(1) わかりやすい情報提供 (2) 総合的な相談体制の整備、機能の充実
	介護サービスの充実	(1) 介護サービス基盤の充実 (2) 介護サービスの質の確保
	社会参加・社会活動の推進	(1) 老人クラブ活動や生きがい活動の活性化および充実 (2) 敬老イベント等の実施 (3) シルバー人材センターの育成と就労支援 (4) 障害児者の共同作業所の運営等就業や就学の場の確保
	自立生活の支援	(1) 転倒骨折予防教室等介護予防の実施 (2) 互いに支えあう体制の整備 (3) 家族による介護の支援 (4) 在宅福祉サービスの充実 (5) 母子・父子家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害者への福祉医療費の給付 (6) 交通費助成やリフト付き車両の配置・運行推進等、利用しやすい移動・交通手段の確保
	生活支援の充実	(1) 生活保護の適正実施 (2) 自立の促進

### (3) 子育て支援の充実

- 未来を担う子どもたちを安心して産み・育てられる環境、すべての子どもたちが健やかに育つ地域をつくっていくため、新市の子育て支援策の基本となる、次世代育成支援行動計画を早期に策定し、それに基づく多角的な取り組みを進めるための子育て支援センターを設置します。
- 子育てに関する不安や疑問等が解消されるよう相談・学習機会の提供や、交流イベントの開催、子育てグループの育成等在宅の子育て支援の充実を図るほか、幼保一体施設の整備・運営による働く親への保育サービスの充実等、子育ての状況に応じた適切な支援を行います。
- 児童生徒に対しては、児童館活動や社会活動等の参加機会を提供し地域全体で子どもの健全な育成に努めます。
- 母子保健・医療については、健やかな成長を支援するため、各種健診を実施するとともに、乳幼児医療費や児童手当等各種助成を実施します。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(3) 子育て支援の充実	子育て支援センターの設置	(1) 次世代育成支援行動計画の策定 (2) 相談・学習・交流等子育てを総合的に支援するサービス拠点の設置
	在宅の子育て支援の充実	(1) 一時保育等の充実 (2) 相談・学習機会の提供 (3) 親や祖父母等と子どもたちとの交流事業の拡充 (4) 地域における子育てグループの育成
	保育サービスの充実	(1) 多様な需要に応える保育サービスの提供 (2) 幼保一体施設の整備・充実
	児童生徒の活動支援	(1) 学校開放の拡充と連携 (2) 児童館の整備・充実 (3) 放課後児童クラブの育成・支援
	母子保健・医療等の推進	(1) 妊婦健診の助成や乳幼児健診の実施等 (2) 妊娠・出産・育児に関する家族支援 (3) 乳幼児医療費の助成 (4) 不妊相談窓口の設置
	児童手当	(1) 児童手当の支給



## (4) 地域福祉の充実

- 地域における福祉サービスの担い手は行政だけ、あるいはヘルパーや民間サービス事業者だけでは限界があることから、社会福祉団体への支援やボランティア活動、<sup>\*</sup>NPO活動の支援等により地域の福祉を支える多様な担い手を育成し、地域を基盤としてそれぞれが互いに連携・分業することで、福祉サービスを必要とする人達を地域の中で支えあう環境づくりを進めます。

※NPO……Non Profit Organization の略語。民間非営利団体のこと。継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない市民活動団体。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(4) 地域福祉の充実	地域福祉を支える環境づくり	(1) 地域を基盤とした地域福祉ネットワークづくり (2) ボランティア・NPO等の活動への支援 (3) 社会福祉協議会などの社会福祉団体の支援

## (5) 保険事業の充実

- 国民健康保険や介護保険といった、基礎的な社会保障制度に対する住民の認知・理解を深め、保険給付と保険料の公平性を欠かないように保険税・保険料の確実な納付を促進することで相互扶助の仕組みとして充実・安定化させると同時に、関係機関と連携して円滑かつ安定した運営を図ります。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(5) 保険事業の充実	医療保険	(1) 国民健康保険制度の適正な運営 (2) 老人保健法による医療制度の適正な運用
	介護保険	(1) 保険者としての適切な制度運営

## 第3節 活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち

### (1) 農林水産業の振興

- 基幹産業である農業は、生産者及び農業団体等の連携のもとに、安定した農業経営による農業の自立を目指すため、認定農業者はもとより新規就農者や女性、集落型経営体、農業法人等の多様な担い手の育成確保に努めるとともに、ほ場整備事業等の推進による連たん的農地の集積を進め、地域水田農業ビジョンに沿った合理的で競争力のある産地づくりを推進します。
- 米需要の変化を的確に捉えた、安全で高品質なブランド米の生産体制を確立するとともに、「大豆」を地域重点作物として位置づけ、農業機械や共同利用施設の効率的利用と整備拡充を進めながら、団地化による高品質大豆の生産を推進します。併せて食品加工による付加価値の増大を図ります。
- 花き、果樹、野菜等の生産振興に努めるとともに、地場産品の市場拡大に向けた取り組みとして、直販組織を育成するとともに、学校給食への年間を通じた継続的供給等による<sup>※1</sup>地産地消を推進します。
- 林業は、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展のため、保育・間伐事業や育成天然林施業、長伐期施業を積極的に導入し適正な管理による健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、林道等作業道の整備により林業経営を支援します。また、公益的機能の高い松林などの保全を図るため、松くい虫の防除を関係機関と連携しながら進めます。
- 水産業は、担い手の育成と「つくり育てる漁業」を推進し、水産資源の安定確保を図るとともに、<sup>※2</sup>漁港施設の整備やプレジャーボートの受け入れなど漁港環境の整備を進めます。
- 豊かな自然環境を守っていくため、農業用使用済プラスチックのリサイクルや漁網等の適切な回収・処理を推進するほか、生ごみなどの有機性資源の利用等環境保全型・資源循環型農法の展開を促進します。
- <sup>※3</sup>グリーン・ツーリズム等の普及や市民農園、体験農園等の施設整備による農作業体験を通し、農村が持つ多面的機能への理解とアグリビジネスの起業化を促進します。

※1 地産地消……………地元でとれた生産物を地元で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

※2 プレジャーボート…………個人がレジャー用として使うモーターボート、ヨットなどの船舶。

※3 グリーン・ツーリズム…………都市住民が農山村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※4 アグリビジネス…………農業生産とそれに関連する資材供給や加工分野における企業活動。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(1) 農林水産業の振興	担い手の育成	(1)認定農業者の支援 (2)女性や新規就農者など多様な担い手の育成 (3)集落型経営体と農業法人の育成 (4)経営改善に関する相談・計画策定の支援
	農業生産基盤の整備	(1)農業振興地域整備計画の策定 (2)農村環境計画の策定 (3)ほ場整備事業等による優良農地の確保 (4)農地の流動化および集積、団地化の推進 (5)地域用水環境整備事業等の推進 (6)中山間地域農地の保全
	農産物等の生産振興	(1)安全で高品質なブランド米の生産振興 (2)集団・団地化による高品質大豆の生産振興 (3)花き、果樹等の生産と市場拡大 (4)地産地消の推進
	森林資源の保全と活用	(1)森林整備計画の見直し (2)林道の整備 (3)除伐・間伐等適正な森林施業の推進 (4)特用林産物の生産拡充 (5)松くい虫防除対策の実施 (6)ヤマビル被害防止対策の実施
	漁業基盤の整備とつくり育てる漁業の推進	(1)漁港施設の整備 (2)種苗、稚魚の放流の促進支援 (3)プレジャーボート係留施設の整備
	環境保全型農林水産業の推進	(1)農業用使用済みプラスチックや漁網等の適切な回収・処理・再生化の推進 (2)生ごみ等の堆肥化・活用による資源循環型農業の展開
	農林水産業を介した交流の促進	(1)市民農園・体験農園の整備と農業体験学習の促進 (2)農家民宿施設の整備によるグリーン・ツーリズムの促進



## (2) 商工業の振興

- 既成の中心市街地や商店街の活性化のために、大型店と共に存可能な具体的な計画策定や、計画に基づく活性化の取り組みの担い手となる<sup>\*</sup>TMOの設立、及び地域密着型のコミュニティに役立つ店づくり等を通じて商店街の魅力向上を図ります。
- 商工団体等と連携し、融資の斡旋や経営指導・相談等経営基盤の強化による商工業者の経営安定を図るとともに、商工会自体の組織強化や活性化を支援します。
- 地場産品に代表される佃煮等の特産品の開発研究や、地域で生産された農林水産物の高付加価値化を一層促進するとともに、各種研究機関との連携の下に農林水産業、商工業、観光が一体となつた商品開発の展開を図ります。
- 雇用の創出を図るため、奨励・優遇措置等の支援策を活用した昭和工業団地等への企業誘致を推進します。

<sup>\*</sup>TMO……Town Management Organization の略語。商店街、行政、市民、事業者等の地域構成するさまざまな団体で組織し、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組む機関。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(2) 商工業の振興	中心市街地等の活性化	(1) 商店街・商業集積等の活性化基本構想の策定 (2) TMOの設立 (3) 商店街の魅力向上の促進
	経営基盤の強化と人材の育成	(1) 商工業団体との連携による商工業者の育成・支援 (2) 商工会の組織強化や活性化の促進 (3) 融資事業の拡充
	特産品の開発	(1) 地場産品の開発研究と商品化の促進
	企業誘致の推進	(1) 工業団地等への企業誘致の推進



### (3) 観光・レクリエーションの振興

- 豊かな地域資源や昭和男鹿半島インターチェンジを抱えるという交通条件等を最大限に活用し、「天王グリーンランド」「ブルーメッセあきた」「八郎潟ハイツ」「出戸浜海水浴場」などの観光施設のネットワーク化や、八郎湖等を活用した新たな観光ルートの開発、レクリエーション施設等の整備、祭等イベントの充実によって観光地としての魅力向上を図って集客力を高めるほか、宿泊施設の充実により滞在型観光を促進します。

施策の大綱	主 施 策	施 策 の 概 要
(3) 観光・レクリエーションの振興	各種観光施設の整備・連携	(1)宿泊施設・レクリエーション施設等の整備 (2)案内板や標識等の整備 (3)観光ルートの開発 (4)特産品等の開発・販売
	イベントの充実	(1)天王グリーンランドまつり、八郎まつり、鶯舞まつり等の充実

### (4) 起業の促進・支援

- 各自の創意工夫から新たな事業が創出され、それらが新しく地域の経済や雇用の一翼を担えるまでに成長するように、<sup>※1</sup> コミュニティビジネスや<sup>※2</sup> ベンチャービジネス等の誕生・成長を支援します。

※1 コミュニティビジネス……地域住民が、地域を活性化したり、地域の課題を解決するために、有償で自ら取り組んでいる事業。

※2 ベンチャービジネス……新しい技術や高度な知識を基に行う新規技術開発や情報処理などをを行う事業。

施策の大綱	主 施 策	施 策 の 概 要
(4) 起業の促進・支援	新産業・新事業の創出支援	(1)経営・資金面での支援 (2)支援施設や連携の場等支援環境の整備 (3)NPOや高等教育機関等との連携等支援体制の整備

## 第4節 生涯学び心豊かな人を育むまち

### (1) 生涯学習の推進

- 公民館の建て替えや生涯学習バスの導入等学べる場の整備・充実を進めます。
- 住民一人ひとりのニーズに応じた各種講座・教室を開催することで誰もが生涯にわたって多様な学習機会をとらえて自ら学ぶ活動を支援するとともに、出前講座の実施等自主的に集まって学習するグループやサークルの活動を支援し、これらサークル活動を通して生きがいづくりや交流の深まり、コミュニティ活動の活性化につなげていきます。  
また、郷土に誇りを持つと同時に、まちづくりにその精神を生かせるよう、3町の偉人や先覚者について学ぶ環境を提供します。
- 図書館施設の整備を図るほか、蔵書資料の充実や図書検索システムの導入によって本を読める環境・機会の充実を図るとともに、読書コンクール等イベントの開催により本を読むことを普及させることに努めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(1) 生涯学習の推進	学習基盤の整備	(1) 公民館の整備 (2) 生涯学習バスの導入
	学習環境の充実	(1) 住民ニーズに応じた各種講座・教室の開催および家庭教育の推進充実 (2) ふるさと教育の推進 (3) 社会教育団体や自主学習サークル等の育成・支援 (4) 市民の自主的な学習活動に対する出前講座の実施
	図書館の充実	(1) 図書館施設の整備・充実 (2) 蔵書の充実 (3) 読書活動の推進 (4) 図書館ネットワークの形成



天王町立図書館

## (2) 幼児・学校教育の充実

- 新市の明日を担い、創造性と人間性に富んだ人材を育成することを通じて地域の活力を高め、新市においても「まちづくりは人づくり」を継続的に実践・発展させていくために、園舎や校舎の改修や幼・保一体施設の整備、IT学習環境等必要な教育施設等の整備を進めます。
- 幼児教育においては学校教育へのスムーズな移行に備えた連携や、家庭・地域との緊密な連携、保護者への情報提供を推進します。
- 小・中学校においては、基礎学力の向上や環境・福祉等に関する教育の推進、IT化・国際化に対応できる人材育成に努めるほか、必要に応じて通学区域の見直しを行います。
- 子どもや親が相談しやすい体制を充実させるほか、地域全体で人づくりを進めていくという観点から、ふるさと教育の推進や地域活動等子どもの居場所の確保に努めるなど、学校・家庭・地域が連携し一体となって児童・生徒の健全な育成を図ります。
- 教育に関する保護者の負担を軽減するための支援を行います。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(2) 幼児・学校教育の充実	教育施設・環境の整備	(1)園舎・校舎の改修・改築 (2)幼保一体施設の充実 (3)給食センターの検討 (4)IT学習環境の整備
	幼児教育の充実	(1)幼保一体教育の推進 (2)幼稚園・保育園と小学校との相互連携の強化 (3)家庭・地域との連携
	小・中学校の教育内容の充実	(1)連携に基づく教育の実施による基礎学力の向上 (2)インターネット等ITを活用した教育の推進 (3)環境学習・福祉教育・情緒教育等の推進 (4)中学生海外派遣事業の推進 (5)外国語指導助手(ALT)の招致
	小・中学校通学区域の適正化	(1)通学区域の見直し
	相談機能の充実	(1)教育相談体制の充実
	青少年の健全育成	(1)家庭・地域と密着したふるさと教育の推進 (2)地域子ども会活動の育成 (3)土日の学校外活動や子ども会対抗スポーツ大会、地域美化活動等の推進 (4)学童保育の充実
	保護者負担の軽減	(1)奨学金制度の充実 (2)幼稚園就園助成の充実

### (3) 文化・スポーツの振興

- 文化会館やプール等、芸術文化活動やスポーツ活動を活発に展開していく上で必要な施設の整備・充実を図ります。
- 新市の新たな文化が創出され、住民が生き生きと芸術や文化に携わることができるよう、文化祭や芸能発表会等住民が主体となった多様な芸術文化活動の場を提供するほか、住民の自主的な芸術文化活動を盛り立て、地域で芸術活動を展開するグループの育成に努めます。
- 文化財の調査・保護と史跡の保存・活用に努めるほか、東湖八坂神社祭統人行事、新関ささら等の無形民俗文化財や八郎ばやし、鶯舞等の郷土芸能の保護と継承を図る等、長年にわたり継承されてきた3町の多様な伝統・文化を守り、広げていきます。
- 誰もが親しめるスポーツ活動を通じて、一人ひとりが生き生きと健康に過ごせ、地域間交流が活発になるよう、市民運動会をはじめとする各種大会や教室を開催します。また、全県規模の大会招致を行うほか、スポーツ活動団体の支援や指導者の育成、<sup>\*</sup>総合型地域スポーツクラブの設置等、住民が常時スポーツを気軽に親しめる環境づくりを進めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(3) 文化・スポーツの振興	施設の整備・充実	(1) 文化会館等の整備 (2) 野球場、陸上競技場、プール等の整備・充実 (3) 学校施設等の開放
	芸術文化活動の推進	(1) 文化祭や芸能発表会、文化講演会等イベントの開催 (2) 芸術文化協会や芸術文化グループの育成・活動支援
	文化財・郷土芸能の保護・継承	(1) 有形文化財の調査・保護 (2) 史跡の保存・活用 (3) 東湖八坂神社祭統人行事や新関ささら等の無形民俗文化財の継承 (4) 八郎ばやしや鶯舞等の郷土芸能の継承
	国体の開催	(1) 第62回国民体育大会（相撲、レスリング）の開催
	生涯スポーツの振興	(1) 住民ニーズに合った各種スポーツ大会・教室の開催 (2) 各種スポーツ大会の招致 (3) スポーツ団体への活動支援 (4) スポーツ指導者の育成と人材の活用 (5) 総合型地域スポーツクラブの設置

※総合型地域スポーツクラブ……多種目、多世代、多様な技術・技能をもった人たちで構成され、各地域住民のニーズに応じた活動が、質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブ。

## 第5節 ともに支え温かにふれあえるまち

### (1) 地域コミュニティの推進

- 町内会等地域の自治組織の枠組みや役割について整理・見直しを進め、積極的な自治活動を担うコミュニティづくりを進めます。
- 町内会等地域の自治組織の自主的な地域づくり活動を支援し、まちづくりのリーダーとなるような人材の育成や、活動の拠点となる公民館などの施設の整備・充実を図ります。
- ボランティア・NPO等の活動への支援を行うとともに、住民一人ひとりが気軽に参加できるよう、ボランティアをしたい人・受けたい人双方のニーズを満たすようなネットワークシステムの構築に努めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(1) 地域コミュニティの活性化推進	コミュニティ活動の推進	(1) 地域の自治組織の枠組みや役割の整理・見直し (2) 町内会等地域づくり活動への支援 (3) まちづくりリーダーの育成 (4) コミュニティ施設の整備 (5) コミュニティビジネスの誕生支援
	市民活動の支援	(1) ボランティア・NPO等の活動への支援 (2) ボランティア情報のネットワークシステムの構築

### (2) 男女共同参画社会の形成

- 庁内に専門部署を設置して、男女共同参画推進条例を制定するほか、男女共同参画社会のあり方や具体的な取り組み等をまとめた男女共同参画計画を策定し、住民・事業者への男女平等意識や共同参画意識の啓蒙・浸透を図っていくとともに、行政の委員会・審議会等や庁内各部署の管理職への女性の積極的な登用に努めます。
- 各種イベント等での託児サービスの実施等率先した取り組みを進めます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(2) 男女共同参画社会の形成	男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画推進条例の制定 (2) 男女共同参画計画の策定 (3) 性差による差別をなくす意識啓蒙活動の推進 (4) 行政の委員会・審議会等や管理職への女性の積極的登用 (5) 各種イベント等での託児サービスの実施

### (3) 地域間・国際交流の推進

- 農林水産品やグリーン・ツーリズム等を通した都市部等他地域との交流を推進するほか、各地の道の駅との連携・交流事業を行う等、人が行き交う賑わいのある地域を実現します。
- 住民や民間団体を主体とした国際交流を促進するとともに国際交流を担う団体の育成を図っていきます。さらに外国人とのコミュニケーションを通じて国際感覚を身につけるべく、外国語指導助手（A L T）の増員や国際交流員の招致を推進するほか、新市を訪れる外国人に不便がないよう、また住民の国際感覚を喚起するように案内標識や公共機関・施設等に外国語標記をつけていきます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(3) 地域間・国際交流の推進	他地域との交流の推進	(1) 道の駅各所との連携・交流の推進 (2) 特產品等を介した他地域との交流の推進 (3) 姉妹都市の検討
	国際交流活動の推進	(1) 外国語指導助手（A L T）等の招致 (2) 海外派遣事業の推進 (3) 案内標識や公共機関・施設等の外国語標記の推進 (4) 国際交流団体の育成・支援

### (4) 情報化の推進

- 広報の全戸配布や市勢要覧の発行により広く情報を提供するほか、ホームページにより最新の市政に関する情報を提供します。
- 誰もが等しく情報の入手可能な環境づくりが重要であることから、情報通信網の整備やテレビ難視聴地域の解消に努めると同時に、I T講習会等を実施し、情報の活用能力の向上に努めます。
- 情報化は地域社会のあらゆる分野で進行中です。新市においても施設の利用予約等行政への申請や届け出がインターネットから行える等、各分野において電子自治体の実現に向けた環境の整備を進めます。
- 導入する情報システムについては、厳重な安全対策を施すと同時に定期的に内部監査等を実施し安全性や信頼性に問題がないかをチェックするようにします。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(4) 情報化の推進	情報発信の充実	(1) 広報の発行・市勢要覧の作成 (2) ホームページによる最新情報の提供・内容の充実
	情報通信基盤の整備	(1) 情報通信網の整備 (2) テレビ難視聴地域の解消
	情報利活用能力の向上	(1) I T講習会の開催
	地域社会の情報化の推進	(1) 電子自治体の構築 (2) 地域産業の情報化 (3) 都市防災の情報化 (4) 地域健康福祉の情報化 (5) 教育・生涯学習の情報化
	安全性・信頼性の確保	(1) 情報システムの安全対策の強化

## 第6節 将来像を実現するための基本的な考え方

「一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市」を実現するための基本的な考え方は、住民同士あるいは住民と行政が互いに支え合いながら主体的にまちづくりに取り組んでいくものです。

全てを行政が抱え込むのではなく、住民を主役としたまちづくりを進めることで、機動性を高めつつ、まちづくりにかかる行財政コストを削減していく必要があります。

以上のことから、次の点に留意したまちづくりを進めることとします。

### (1) 住民組織と行政との関係の再構築

住民参加の個性的で魅力あるまちづくりを進めていくためには、住民・事業者・行政・ボランティアやNPO等地域コミュニティを構成する全ての関係者が、まちづくりの担い手として新市の将来像を共有しながら対等な立場で連携し、それぞれの役割分担を明らかにして主体的に責務を果たすこと（＝協働）が求められます。

そのためには、行政として、住民や事業者等が自らの地域を自らつくるという自治意識の醸成を図ると同時に、あらゆる情報の共有、住民参加の体制整備や、多彩な地域イベントの実施など、住民参加型のまちづくりが進むような施策を展開します。

施策の大綱	主要施策	施策の概要
(1) 住民組織と行政との関係の再構築	情報の共有化の推進	(1) 広報・ホームページ等多様な媒体・手段による情報提供
	住民参加型まちづくりの推進	(1) 町内会等地域づくり活動への支援 (2) まちづくりリーダーの育成 (3) 住民が主体性を持った多彩な地域イベントの実施・支援

## (2) 市民活動の促進

新市のまちづくりや自然環境の保全・管理をはじめ、文化、スポーツ、福祉、防災など住民自らが主体的に参加して取り組むまちづくり活動を促進するため、自治活動や文化団体、スポーツ団体などの活動、ボランティア活動及びN P O法人などの活動をきめ細かく支援します。

また、広報等さまざまな募集方法で、市民活動に参加したい住民が漏れなく参画できる仕組みづくりに取り組みます。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(2) 市民活動の促進	市民活動の支援	(1) ボランティア・N P O等の活動への支援 (2) ボランティア情報のネットワークシステムの構築

## (3) 行財政運営の効率化

健全で計画的な財政運営のため、行財政改革大綱を策定し、徹底した歳出抑制はもちろん、適正かつ公平な課税及び収納体制の整備による税収確保により財政状況の改善を図ると同時に、組織改革の推進や効率的・効果的な財源の配分を行うため、費用対効果を考慮した優先順位による事業の推進、事務事業の外部委託、I Tの効果的活用等、最少の経費で最大の効果を挙げるよう施策・事業を実施します。

また、行政サービスに係るコストについても常に精査を行い、施策・事業の公益性や必要性を勘案しながら適正な受益者負担を確保するなど行財政運営の効率化に努めるとともに、外部監査制度の導入や積極的な情報公開により、行財政運営の透明性と公正さの確保を図ります。

施策の大綱	主 要 施 策	施 策 の 概 要
(3) 行財政運営の効率化	財政の健全化	(1) 行財政改革大綱の策定 (2) 経常経費の節減 (3) 事務事業の見直し (4) 事業評価システムの構築 (5) 適正かつ公平な課税と収納体制の整備による税収確保 (6) 適正な受益者負担の推進
	組織改革の推進	(1) 定員適正化計画の策定 (2) 事務分掌、専決規程の見直し (3) 各部における自主的な予算編成の検討
	外部委託の推進	(1) 市民・団体や事業者等への積極的な業務委託の推進 (2) 既存の業務委託の見直し
	電算化の推進	(1) 内部事務支援システムの導入・活用 (2) 各種電子行政サービスシステムの導入
	透明性・公正さの確保	(1) 積極的な情報公開・情報提供の推進 (2) 監査機能の拡充 (3) 入札・契約制度の見直し・改善

## 第7節 新市まちづくりの重点プロジェクト

新市の将来像や基本目標を早期に実現するために特に重点的に取り組む施策を「新市まちづくりの重点プロジェクト」と位置づけ、「活力」「一体化」「人づくり」「環境」という4つのプロジェクトを推進していきます。

### 新市の将来像と重点プロジェクトの関係図

生き生き

36000の  
夢づくり

一人ひとりが  
輝く

ひとつ環境に  
優しい

田園都市

#### 活力のある元気なまちづくりプロジェクト

- (1) 地域産業の活性化の推進
- (2) 子育て支援の充実と男女共同参画の推進
- (3) 福祉・保健サービスの充実

#### 新市一体化プロジェクト

- (1) 都市計画マスタープランの策定
- (2) 道路の整備と公共交通の充実
- (3) 情報化の推進
- (4) 庁舎の建設

#### 新市を担う人づくりプロジェクト

- (1) 地域コミュニティづくりの推進
- (2) 文化・交流施設の整備
- (3) 学習環境の充実

#### 豊かな環境を守るプロジェクト

- (1) 環境基本計画の策定
- (2) ごみ処理施設・リサイクルプラザの整備
- (3) 定住環境の整備

# 1. 活力ある元気なまちづくりプロジェクト

## (1) 地域産業の活性化の推進

施策の概要	<p>農林水産業の振興に努めるとともに、地場産品の市場拡大に向けた取り組みとして、農林水産、商工、観光が一体となった商品開発の展開や直販組織の育成、学校給食への継続的供給による地産地消を推進します。</p> <p>また、就業の場を確保するため、奨励・優遇措置等の支援策を活用した企業誘致を進めるとともに、新事業の誕生・成長を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 産地づくり対策事業の充実</li><li>○ 土地改良事業の推進（経営体育成基盤整備事業、地域用水環境整備事業等）</li><li>○ 地産地消の推進</li><li>○ 商店街の活性化の促進</li><li>○ 企業誘致の推進と新事業への支援</li></ul>
-------	---

## (2) 子育て支援の充実と男女共同参画の推進

施策の概要	<p>未来を担う子どもを安心して産み、育てられるよう、どの地域においてもさまざまな子育て支援メニューが提供できる環境をつくります。</p> <p>また、男女共同参画計画推進条例を制定し、意識啓蒙活動の推進や各種イベントへの託児サービスの実施など女性が社会参加しやすい環境づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 子育て支援センターの設置</li><li>○ 母子保健事業の充実</li><li>○ 幼保一体施設の建設（天王、昭和地区）</li><li>○ 放課後児童クラブの育成・支援</li><li>○ 男女共同参画推進条例の制定</li></ul>
-------	---

## (3) 福祉・保健サービスの充実

施策の概要	<p>新市に設置する福祉事務所に専門的職員を配置し、新たに生活保護事業等を行うとともに、質の高い総合的福祉サービスを実施します。</p> <p>また、健康で元気な長寿社会の実現のため、集団検診では対象年齢を引き下げて実施するほか、検診内容の充実とより質の高い保健衛生事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 福祉事務所の設置</li><li>○ 在宅介護支援センター等の運営</li><li>○ ボランティア・NPO活動の支援等地域福祉の充実</li><li>○ 各種健康診査対象年齢の引き下げ、負担の軽減</li><li>○ 乳がん検診へのマンモグラフィ（乳房X線撮影）の導入</li></ul>
-------	--

## 2. 新市一体化プロジェクト

### (1) 都市計画マスタープランの策定

施策の概要	田園と都市との調和の取れた魅力ある都市空間・都市景観の形成を図るため、新市としての都市計画の指針であるマスタープランを策定し、各地域の計画的・効率的な都市基盤の整備を進めます。  ○ 新市都市計画マスタープランの策定
-------	--

### (2) 道路の整備と公共交通の充実

施策の概要	新市の一体化を図るため、各地域を結ぶ幹線道路や生活道路の整備を進めます。また、マイタウンバスの運行ルートやダイヤ等の見直しを進め、老朽化した駅舎の改築と併せ、自由通路や集会施設等を整備し、利用者の利便性の向上を図ります。  ○ 幹線道路・生活道路の整備 (大長根大清水線、大久保小学校線、羽後飯塚駅県道104号線、羽立旭町線ほか) ○ マイタウンバスの運行 ○ 駅舎の複合施設化 (JR大久保駅東西自由通路建設、JR羽後飯塚駅集会施設併設等)
-------	---

### (3) 情報化の推進

施策の概要	各庁舎や公民館、学校などの公共施設を光ファイバ等でネットワーク化し、新市の施策やイベント、講座などの行政情報を提供するシステム等の導入を進め、住民サービスの向上を図ります。  ○ 行政防災無線の整備（昭和地区） ○ 行政相談・健康福祉相談システムの構築 ○ 公共施設予約システムの整備 ○ 図書館蔵書検索システムの導入
-------	--

### (4) 庁舎の建設

施策の概要	合併時は行政機能を各庁舎に振り分ける分庁方式としますが、機能の集約・統合による事務の効率化を図るために、本庁方式による新庁舎を建設し、現庁舎の利活用を検討します。  ○ 庁舎建設基金の造成 ○ 新庁舎の建設 ○ 現庁舎の利活用
-------	---

### 3. 新市を担う人づくりプロジェクト

#### (1) 地域コミュニティづくりの推進

施策の概要	住民が主体的にまちづくりを進めていけるように、町内会等地域自治組織の枠組みや役割を見直し、積極的な自治活動を担うリーダーの育成や活動の拠点となる施設の整備・充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域自治組織の育成・支援</li><li>○ まちづくりリーダーの育成</li><li>○ 集会施設等の整備・改修</li></ul>

#### (2) 文化・交流施設の整備

施策の概要	芸術文化の鑑賞や発表の場として、また、住民同士の交流の場や地域の史跡・先覚者等の保護・継承の場として文化会館・資料館等の機能を持った施設の整備を進めます。
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公民館等の整備・改修（天王公民館、飯田川公民館等）</li><li>○ 文化・交流施設の整備</li></ul>

#### (3) 学習環境の充実

施策の概要	新市の明日を担う子どもたちが国際化・情報化に適応できるよう人材育成を図ります。また、改築や耐震補強が必要な校舎の整備を進めるとともに、児童・生徒の安全対策にも配慮します。
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校間コミュニケーションシステムによる交流授業の実施</li><li>○ 中学生の海外派遣事業の推進</li><li>○ 小・中学校舎の改築・改修（豊川小学校、天王地区小・中学校）</li><li>○ 児童生徒への安全対策の推進</li></ul>

## 4. 豊かな環境を守るプロジェクト

### (1) 環境基本計画の策定

施策の概要	<p>豊かな自然環境の保全と活用を図っていくため、環境基本計画を策定し、学校や地域における学習や啓発・実践等を進めます。</p> <p>※ 生ごみの発生や排出を抑制する取り組みとして、コンポストやEMバケツへの補助の実施、生ごみ搾り器の無料配布を行うほか、生ごみ等の堆肥を活用した野菜や花き等を生産するというサイクルの構築を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 環境基本計画の策定</li><li>○ 環境学習の推進・環境マップの作成</li><li>○ ごみ減量化推進事業</li></ul>
-------	--

※EMバケツ……EMとはEffective Microorganismsの略語で、有用微生物群のこと。

バケツを使って家庭から出る生ごみにEMで有機物（米ぬか、油粕など）を発酵させたもの（EMボカシ）を加えて密閉、発酵させ堆肥を作る。

### (2) ごみ処理施設・リサイクルプラザの整備

施策の概要	<p>湖南地区衛生センターのダイオキシン対策は、施設の一部改修により規定値に適合しておりますが、施設本体の老朽化に対処するため、新たな廃棄物処理施設を建設し、環境保全への取り組みを推進します。</p> <p>また、住民のリサイクル活動を推進するため、再資源化・再利用の啓蒙を図り、リサイクルプラザを整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 廃棄物処理施設の建設</li><li>○ リサイクルプラザの建設</li></ul>
-------	--

### (3) 定住環境の整備

施策の概要	<p>住み良い・住み続けたいまちとして地域の魅力を高めるため、花と緑が豊かで美しい景観を備えた優良住宅地、公園・緑地の整備を進めます。</p> <p>また、安全な水の安定的な供給を図るとともに、豊かな水環境を守るため、上下水道の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 優良宅地・公営住宅の整備</li><li>○ 公園・緑地の整備</li><li>○ 上水道の整備（大崎地区）</li><li>○ 下水道の整備</li></ul>
-------	--

## 第5章 新市における県事業の推進

秋田県では、秋田県市町村合併支援プラン（平成13年12月、平成15年9月改訂）に基づき、合併市町村の将来像に向けたまちづくりが着実に進むよう県事業の計画的推進や財政支援等を実施することとしています。

新市において、秋田県が主体的に関わる主な事業は次のとおりとなっています。

県では、これらの事業の実施により新市の速やかな一体性の確保と魅力ある地域づくりを支援することとしています。

主要施策	項目	事業の概要
自然環境の保全	八郎湖水質保全対策の推進	富栄養化が進んでいる八郎湖の水質を改善するため、水質浄化対策事業等の導入について国に働きかけるとともに、これまでの調査結果を踏まえ、引き続き流域市町村と一緒に水質保全対策を推進する。
下水道の整備	流域下水道の整備	公共下水道の整備に合わせて、管渠の複線化やポンプ施設・処理施設を増設する。
消防・防災・交通安全の推進	災害に強い安全な地域づくりの推進	土砂災害から人命や財産を守る安全な地域をつくるため、施設を整備する。 ▪急傾斜地崩壊対策事業
	保安林・治山施設整備の推進	県土の保全や水源の涵養等森林の公益的機能の発揮のため、保安林の整備と治山施設等の整備を推進する。 ▪海岸防災林造成事業（下浜山地区）
	河川改修の推進	馬場目川（船越水道）の堆砂について河川の正常な機能確保のための対策を行う。
	海岸保全対策の推進	高潮や風浪などによる海岸侵食を防止するため、海岸保全施設の整備を推進する。 ▪海岸侵食対策事業（人工リーフの整備）

主 要 施 策	項 目	事 業 の 概 要
農林水産業の振興	豊かな森林づくりの推進	松くい虫被害木の伐倒破碎及び薬剤散布等を行う。 ▪ 松くい虫防除対策事業 ▪ 保全松林緊急保護整備事業
	農業生産基盤の整備	ほ場整備により土地利用型農業のコスト低減、経営の体質強化を図る。 ▪ 経営体育成基盤整備事業（ほ場整備事業） (高野地区、飯塚地区)
	農村生活環境の整備	農地の高度利用を図るため、生産基盤の総合的な整備を行う。 ▪ 土地改良総合整備事業（音羽下地区）
	つくり育てる漁業の推進	ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水を有する施設の整備を行う。 ▪ 地域用水環境整備事業（天王長沼地区、昭和地区）
商工業の振興	企業誘致の推進	水産資源の増大を図るため、水産振興センターが核となって魚介類の健康な種苗を生産する。 ▪ 種苗生産事業（ガザミ、ヒラメなど）
		地域への企業集積を促進するため、昭和工業団地への企業誘致及び団地の管理を行う。



## 第6章 公共施設の適正配置と整備

### 第6章

### 公共施設の適正配置と整備

3町には多種多様な公共施設が整備されておりますが、同種の役割・機能を有する施設については、適正配置に向けて統廃合を図っていきます。その際、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、財政事情等を考慮しながら逐次検討し、統合整備を進めることとします。

新たな公共施設の整備にあたっては、行財政運営の効率化を最重要に考え、既存施設の有効利用や相互利用及び事業の効果や効率性について総合的に勘案し、整備していくこととしますが、新市全体の均衡ある発展と、住民への貢献度の高い施設整備を進めることとします。

また、新市の庁舎については、合併時は行政機能を各庁舎に振り分ける分庁方式を採用し、窓口サービスの低下を招かないよう、各庁舎に総合窓口センターを設置します。なお、それに伴う既存庁舎の改修や電算システムの統合、ネットワーク化など必要な機能の整備を進めます。

また、新庁舎は本庁方式により天王町地内に建設することとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮して選定し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設するものとします。



飯田川町役場



天王町役場



昭和町役場

財政計画は、歳入、歳出の項目ごとに過去の実績や経済情勢等を勘案して、新市の合併後15年間について普通会計ベースで作成したものです。

財政計画の見直しにあたっては、平成17年度から平成25年度までは決算額に、平成26年度は当初予算額に変更しています。

## 第1節 前提条件

### (1) 歳入

#### 1) 地方税

地方税については、過去の実績推移を基礎とし、予定されている税制改正、所得の見通し等を勘案し推計しています。

#### 2) 地方交付税

地方交付税については、普通交付税の算定の特例(合併算定替)により算定し、合併に係る支援措置分や合併特例債の償還分に係る交付税措置分等を見込んでいます。

#### 3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績に基づき推計しています。

#### 4) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績に基づき推計しています。

#### 5) 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績や補助事業に係る補助基準等を踏まえ推計しています。

#### 6) 地方債

地方債については、新市建設計画に基づく事業を対象に合併特例債、通常一般債、臨時財政対策債等を見込んでいます。

## (2) 歳出

### 1) 人件費

人件費については、退職者の補充抑制による一般職の削減等を見込んでいます。

### 2) 物件費

物件費については、合併に伴う経費の削減を見込んでいます。

### 3) 扶助費

扶助費については、過去の実績等に基づき推計しています。

### 4) 補助費等

補助費等については、過去の実績に基づき推計しています。

### 5) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく事業及びその他の経常的な事業を見込んでいます。

### 6) 公債費

公債費については、合併前の借り入れに対する償還予定額に、新市建設計画に基づく事業に伴う新たな借り入れに係る償還額を加算して見込んでいます。

### 7) 繰出金

繰出金については、各種保険事業特別会計、下水道事業特別会計等の収支見通しを勘案し推計しています。

## 第2節 前期財政計画

(1) 歳入の推移

(単位:百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21
地方税	2,312	2,291	2,682	2,687	2,513
地方譲与税	299	416	171	169	158
利子割交付金	13	9	11	12	10
配当割交付金	3	6	8	2	2
株式等譲渡所得割交付金	4	3	3	1	1
地方消費税交付金	274	286	281	254	265
自動車取得税交付金	52	54	48	44	32
地方特例交付金	73	61	22	48	45
地方交付税	5,999	5,720	5,814	5,762	6,032
交通安全対策特別交付金	5	5	5	5	4
分担金及び負担金	9	11	17	17	18
使用料及び手数料	372	369	362	356	337
国庫支出金	1,216	1,034	954	1,018	2,308
県支出金	640	663	850	772	727
財産収入	18	12	19	22	11
寄附金	0	0	0	2	2
繰入金	379	362	291	317	25
繰越金	532	413	548	450	696
諸収入	287	215	236	320	232
地方債	920	998	563	541	885
歳入計	13,407	12,928	12,885	12,799	14,303

(2) 歳出の推移

(単位:百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21
人件費	2,675	2,548	2,597	2,428	2,465
物件費	2,337	1,680	1,747	1,680	1,781
維持補修費	86	112	123	123	140
扶助費	1,599	1,753	1,865	2,015	2,122
補助費等	1,261	1,322	1,434	1,248	1,890
普通建設事業費	840	1,112	525	602	1,159
災害復旧費	104	116	12	79	17
公債費	1,790	1,781	1,867	1,764	1,739
積立金	465	276	455	292	558
投資及び出資金・貸付金	155	75	97	85	80
繰出金	1,681	1,606	1,713	1,787	1,810
歳出計	12,993	12,381	12,435	12,103	13,761

### 第3節 中期財政計画

#### (1) 歳入の推移

(単位:百万円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26 (当初予算)
地方税	2,430	2,444	2,445	2,530	2,489
地方譲与税	155	156	146	139	131
利子割交付金	9	7	7	6	6
配当割交付金	3	3	3	7	1
株式等譲渡所得割交付金	0	0	1	8	0
地方消費税交付金	264	264	264	262	380
自動車取得税交付金	29	24	36	28	16
地方特例交付金	51	44	17	16	14
地方交付税	6,167	6,654	6,855	6,603	6,248
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	3
分担金及び負担金	11	18	9	24	4
使用料及び手数料	328	314	325	336	316
国庫支出金	1,946	1,978	1,730	2,565	1,964
県支出金	801	776	939	1,022	916
財産収入	9	28	6	4	3
寄附金	1	1	1	1	0
繰入金	32	38	118	27	470
繰越金	542	852	668	553	357
諸収入	313	196	304	206	177
地方債	1,779	1,552	1,148	3,007	6,981
歳入計	14,874	15,353	15,026	17,348	20,476

#### (2) 歳出の推移

(単位:百万円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26 (当初予算)
人件費	2,343	2,908	2,894	2,872	2,884
物件費	1,890	1,722	1,464	1,450	1,809
維持補修費	121	180	402	306	240
扶助費	2,523	2,365	2,380	2,439	2,514
補助費等	1,237	1,266	1,408	1,379	1,536
普通建設事業費	1,949	2,176	2,144	3,643	7,134
災害復旧費	3	8	36	37	33
公債費	1,764	1,754	1,631	1,357	1,529
積立金	298	437	241	1,313	828
投資及び出資金・貸付金	80	80	80	80	80
繰出金	1,815	1,789	1,793	1,760	1,874
予備費	0	0	0	0	15
歳出計	14,023	14,685	14,473	16,636	20,476

#### 第4節 後期財政計画

##### (1) 歳入の推移

(単位:百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	H31
地方税	2,514	2,539	2,564	2,590	2,616
地方譲与税	131	131	131	131	131
利子割交付金	6	6	6	6	6
配当割交付金	1	1	1	1	1
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1
地方消費税交付金	380	380	380	380	380
自動車取得税交付金	8	0	0	0	0
地方特例交付金	14	14	14	14	14
地方交付税	6,434	6,226	6,210	6,157	6,084
交通安全対策特別交付金	3	3	3	3	3
分担金及び負担金	4	4	4	4	4
使用料及び手数料	316	316	316	316	316
国庫支出金	1,829	1,980	2,040	2,167	2,175
県支出金	748	755	763	771	779
財産収入	3	3	3	3	3
寄附金	0	0	0	0	0
繰入金	204	85	232	173	152
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入	177	177	177	177	177
地方債	1,229	1,129	837	826	879
歳入計	14,002	13,750	13,682	13,720	13,721

##### (2) 歳出の推移

(単位:百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	H31
人件費	2,856	2,828	2,800	2,772	2,745
物件費	1,761	1,647	1,581	1,565	1,550
維持補修費	200	200	200	200	200
扶助費	2,539	2,564	2,590	2,616	2,642
補助費等	1,300	1,300	1,340	1,300	1,300
普通建設事業費	1,508	1,537	1,304	1,406	1,436
災害復旧費	3	3	3	3	3
公債費	1,585	1,677	1,984	1,978	1,965
積立金	370	114	0	0	0
投資及び出資金・貸付金	80	80	80	80	80
繰出金	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
歳出計	14,002	13,750	13,682	13,720	13,721

# 資料編

## 目 次

新市建設計画策定経緯	1
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会委員等名簿	2
新市建設計画検討委員会名簿	2
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約	3
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会新市建設計画検討委員会設置要綱	5

## 新市建設設計画策定経緯

平成 15 年 8 月 27 日	第 3 回合併協議会 新市将来構想(案)提案 確認 新市建設設計画策定方針(案)提案 確認
平成 15 年 9 月 17 日 ～9 月 29 日	新市まちづくりのための住民アンケート調査実施 (調査対象 3,100 名)
平成 15 年 9 月 24 日 ～10 月 16 日	新市将来構想住民説明会開催 (3町 12 会場)
平成 15 年 10 月 27 日	第 1 回新市建設設計画検討委員会開催
平成 15 年 11 月 24 日	新市まちづくり講演会開催 講師 関西学院大学教授 小西 砂千夫 氏
平成 15 年 11 月 26 日	第 2 回新市建設設計画検討委員会開催
平成 15 年 11 月 28 日	第 7 回合併協議会 住民アンケート調査結果報告
平成 15 年 12 月 2 日	第 3 回新市建設設計画検討委員会開催
平成 16 年 1 月 9 日	第 4 回新市建設設計画検討委員会開催
平成 16 年 3 月 23 日	第 5 回新市建設設計画検討委員会開催
平成 16 年 4 月 15 日	第 13 回合併協議会 新市建設設計画検討委員会委員長報告 新市建設設計画(案)提案 継続協議
平成 16 年 5 月 20 日	第 14 回合併協議会 新市建設設計画(案)継続協議
平成 16 年 6 月 22 日	第 15 回合併協議会 新市建設設計画(案)継続協議(内容確認)
平成 16 年 6 月 24 日	新市建設設計画(案)について秋田県知事と協議
平成 16 年 7 月 12 日	新市建設設計画(案)について秋田県合併支援本部で了承
平成 16 年 7 月 12 日	新市建設設計画(案)について秋田県知事より異議のない旨の回答
平成 16 年 7 月 13 日	第 16 回合併協議会 新市建設設計画(案)確認
平成 16 年 7 月 23 日 ～8 月 6 日	新市建設設計画住民説明会の開催

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会委員等名簿

役職名	根拠 (規約第7条第1項)	職名	氏名
会長		天王町長	石川光男
副会長	第1号委員	昭和町長	千田鐵太郎
		飯田川町長	小玉久男
		天王町議會議長	後藤一志
		天王町議會議員	堀井克見
		昭和町議會議長	千田正英
		昭和町議會議員	赤平末次郎
	第2号委員	飯田川町議會議長	小林友明
		飯田川町議會議員	大澤一義
		天王町住民代表	門間英也
		天王町住民代表	佐藤正信
		昭和町住民代表	伊藤栄悦
委員		天王町住民代表	佐々木吉男
		昭和町住民代表	鈴木久米雄
		飯田川町住民代表	三浦トシ子
	第3号委員	飯田川町住民代表	館岡哲
		昭和町住民代表	南都武男
		飯田川町住民代表	淡路徹
		秋田地域振興局長	伊藤義弘
	第4号委員	秋田地域振興局長	鈴木政亞
		秋田地域振興局長	小玉喜久子
		秋田地域振興局長	三浦貞一
前委員	第4号委員	秋田地域振興局長	山口博司

新市建設計画検討委員会名簿

役職名	天王町	昭和町	飯田川町
委員長	佐々木吉和		
副委員長		加藤金一郎	鎌田善信
委員	古山金悦	川上孝	富浪常紀
	加藤裕一	安井信英	鎧セイ子
	田口昇	進藤文明	宇瀬敬悦
	柏崎重嗣	信田敏幸	新野建臣
	佐々木美奈子	吉澤カホル	石川郁子

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約

### (設置)

第1条 天王町・昭和町・飯田川町（以下「3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (名称)

第2条 協議会は、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会と称する。

### (事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、秋田県南秋田郡天王町天王字上江川47番地610天王町保健センター内に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3町の長が協議し、3町の長の中から会長1名、副会長2名を選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3町の長（前条第1項の規定により会長となった者を除く。）
- (2) 3町の議會議長及び議会の推薦する議員各2名
- (3) 3町の長が定めた者各3名
- (4) 3町の長が協議して定めた学識経験を有する者1名

2 委員は、非常勤とする。

### (会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうち会長が指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 この規約に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について検討し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第13条 協議会の運営に関する経費は、3町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の負担割合は均等割とする。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、3町の代表監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員（第7条第1項第2号及び第3号の規定による者並びに監査委員に限る。）は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年7月1日から施行する。

# 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会新市建設設計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町(以下「3町」という。)の合併後の新市建設設計画案(以下「建設設計画案」という。)を策定するため、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）は協議会規約第18条に基づき、新市建設設計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討委員会は、建設設計画案に関し必要な事項の検討及び提案を行うものとする。

## (組織)

第3条 検討委員会は、委員18名で組織する。

2 委員は、3町の町民各6名を協議会の会長が委嘱する。

## (役員)

第4条 検討委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

2 役員は、委員となる者の互選により定めるものとする。

## (職務)

第5条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の3町の関係職員等の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

## (会議の傍聴)

第8条 検討委員会の会議の傍聴については、協議会会議傍聴規程の例による。

## (報酬、費用弁償及び旅費の額)

第9条 検討委員会の委員等の報酬、費用弁償及び旅費の額並びに支給方法については、協議会報酬及び費用弁償に関する規程の例による。

## (庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

## (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。